

次期一般廃棄物最終処分場候補地選定報告書

《北群馬郡 吉岡町地内》

令和5年6月

吉 岡 町

【1 はじめに】

1-1 候補地選定の目的

吉岡町の家庭ごみは、一般廃棄物として吉岡町と渋川市、榛東村の3自治体で構成している渋川地区広域市町村圏振興整備組合が運営する渋川地区広域圏清掃センター（渋川市行幸田地内）で焼却処理された後、焼却灰等はエコ小野上処分場に運ばれ埋め立てられています。

最終処分場の建設候補地選定に関する協定は、昭和56年1月に当時の渋川地区広域市町村圏振興整備組合の構成8市町村の中で締結されておりましたが、渋川市の平成18年に行われた合併を受け、平成20年2月に、用地選定順位を【渋川市→吉岡町→渋川市→榛東村】とする協定書※別添資料1が構成3市町村で締結されています。

それに基づき、渋川市は、当時運用されていた『小野上処分場』の隣地（覆土置き場）に次期最終処分場となるエコ小野上処分場（令和11年（平成27年の供用開始後15年間）までの埋め立てに対応）を整備しましたが、次期最終処分場の整備期間などを考慮した場合、早急に次期候補地を選定する必要があるとして、令和元年5月に渋川広域組合から吉岡町に対して『渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般廃棄物最終処分場用地選定報告について（依頼）』…別添資料2が提出されました。

吉岡町では、前述の協定書に基づき、次の最終処分場を選定する自治体としての責任において、令和2年11月に「吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、検討を開始しました。

1-2 選定委員会概要

選定委員会は、有識者、関係団体の代表者、公募による住民、その他町長が必要とする者の計12名以内で組織し、町長が委嘱しました。

委員会名簿

区分	氏名	所属
有識者(副委員長)	片野 光一	群馬県自然環境調査研究会
有識者	田中 恒夫	公立大学法人前橋工科大学
有識者(委員長)	土倉 泰	公立大学法人前橋工科大学
有識者	西村 淑子	国立大学法人群馬大学
関係団体代表	須田 永次	吉岡町商工会
関係団体代表	中沢 久光	北群渋川農業協同組合
公募	大井 紗子	
公募	河合 恵美子	
住民代表	栗田 美鳥	吉岡町農業委員会
住民代表	堤 隆雄	吉岡町自治会連合会（～令和4年3月）
住民代表	野村 恭弘	吉岡町自治会連合会（令和4年4月～）
住民代表	須藤 利仁	上野原自治会長（令和3年11月～）
廃棄物処理業者代表	星野 竹男	吉岡町一般廃棄物事業協同組合

※敬称略。名簿順は区分ごとに順不同。

1-3 次期最終処分場概略構想

令和3年12月、渋川広域組合が作成した次期最終処分場の概略構想※別添資料3が示されました。なお、概略構想の概要は以下のとおりです。

◎整備の前提となる考え方

- ・屋根や壁を設置する被覆型(クローズド型)最終処分場を基本とする。
- ・浸出水は処理をして、埋め立て施設内の散水に循環利用する無放流式とし、河川への放流を行わない方法を基本とする。

◎1、基本的事項

(1)施設規模	敷地面積 約25,000m ² 埋立容量 約60,000m ³
(2)総事業費	約44億円(概算)
(3)埋立物	渋川地区広域圏清掃センターから出る焼却灰、飛灰、不燃物残渣 及び覆土
(4)埋立期間	原則として15年

◎2、想定している施設の概要

(1)埋立地 (被覆施設)	構造規模 鉄骨造平屋建て 延べ面積 約 7,000m ² (70m×100m) 仕上げ 屋根:鋼板葺き、外壁:金属パネル 高さ 地上約15m、地下約15m
(2)浸出水処理施設	構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て 延べ面積 1,000m ²
(3)その他	精製塩貯留施設、場内道路、防災調整池、覆土置き場、残地 森林等

※詳細は別添資料3を参照

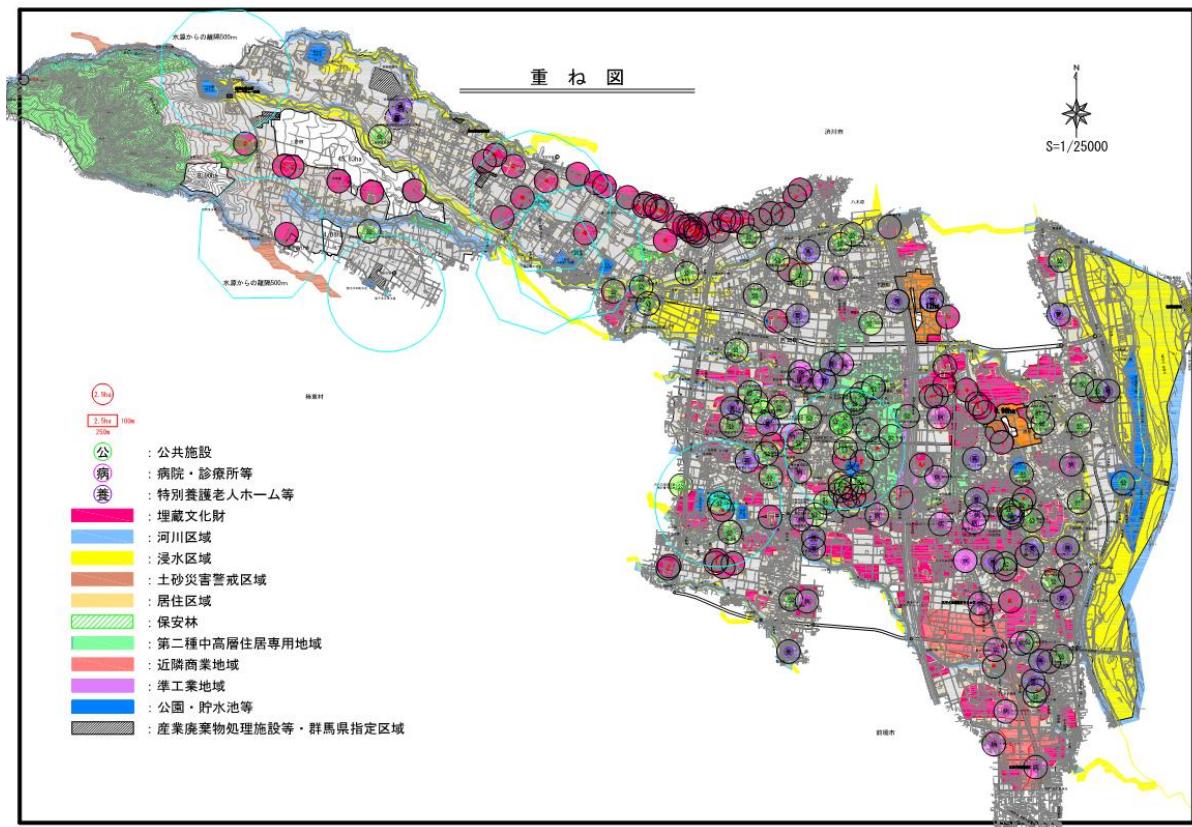
【2 一次評価(建設可能区域の抽出)の実施】

法規制区域や具体的な土地利用計画等、最終処分場建設を回避すべき事象がある区域を除外（立地困難区域）して、立地可能地域の抽出した地域を客観的に抽出し、5か所を建設可能区域として抽出しました。

2-1 建設可能区域の抽出

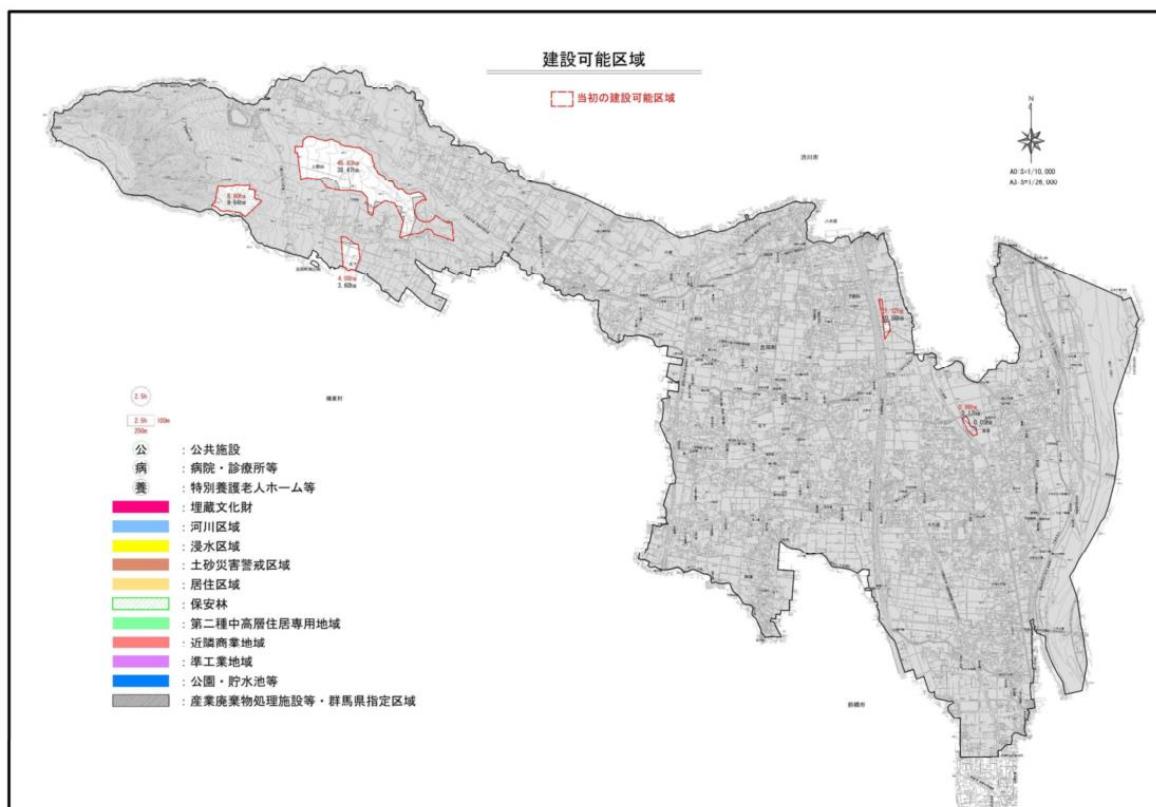
①候補地エリアの除外区域の検討

選定エリアを検討するにあたって、除外する区域の検討を行い、選定エリアの選定条件として、基礎調査の調査内容及び群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（事前協議規程…別添資料4）に係る立地基準に基づき、原則該当する区域を回避すべき区域としました。この立地基準は民間企業等が廃棄物処理施設を設置する際に適用されるもので、国及び地方公共団体が一般廃棄物の最終処分場を設置する場合に適用されるものではありませんが、最終処分場の用地の選定は公平性や透明性を確保しながら進める必要があることから、吉岡町では当該立地基準を準用した形で検討を進めたものとなります。



②建設可能区域（一次評価）の抽出

全町域を対象に次期最終処分場の建設を回避すべきと考えられる区域を除外したエリアから次期最終処分場の建設可能区域を抽出しました。



なお、下野田地区及び漆原地区の2区域（3か所）については、面積要件に適合していないとして除外することとし、一次評価の結果として、上野原地区の3か所を建設可能区

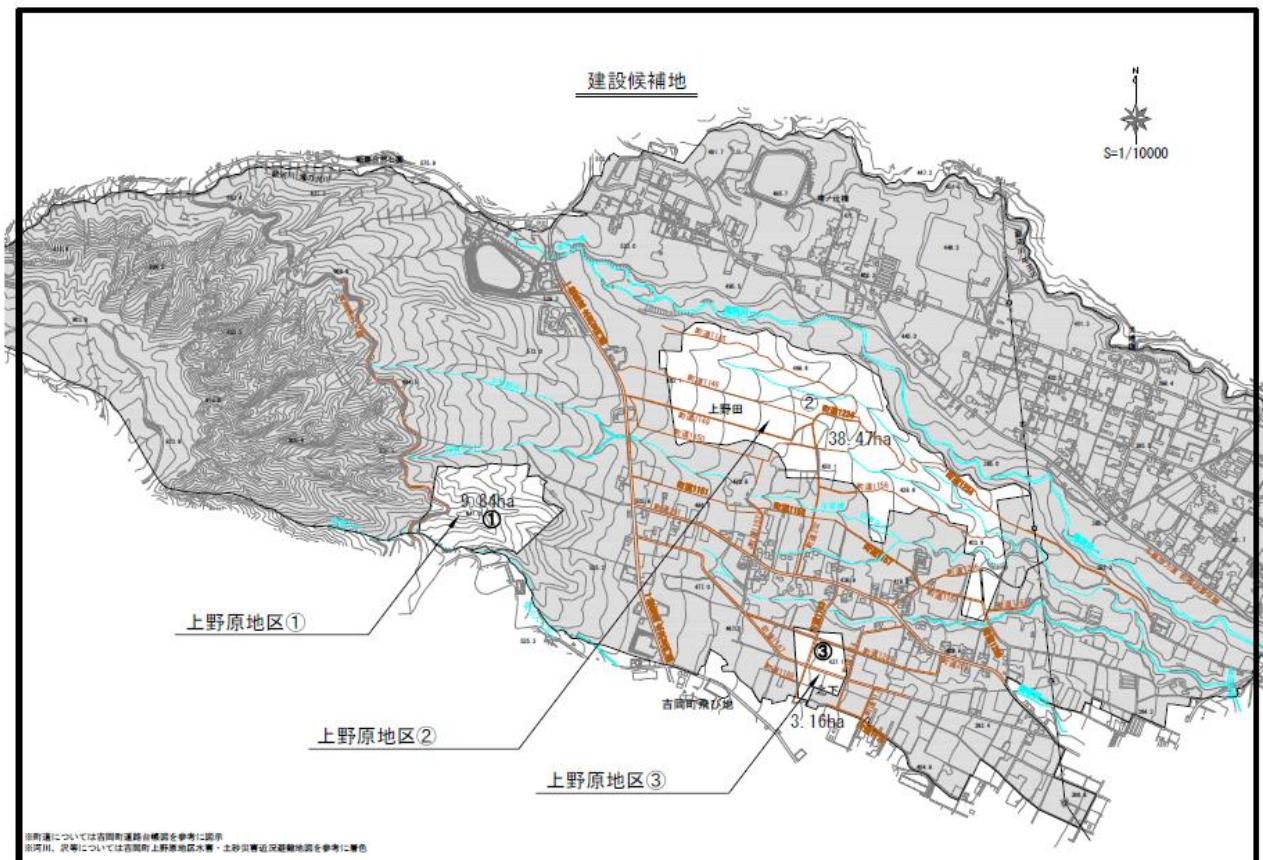
域としました。

建設可能区域

場所	面積	面積要件(約 25,000 m ²)の適合の有無	
上野原地区 西部	9.84ha(98,400 m ²)	○	
上野原地区 中央部	38.47ha(384,700 m ²)	○	
上野原地区 南部	3.16ha(31,600 m ²)	○	
下野田地区	0.58ha(5,800 m ²)	×	
漆原地区 部分	0.17ha(1,700 m ²)	×	×
	0.05ha(500 m ²)	×	(合計)

※上記区域については、建設可能区域の抽出を行った後に改めて居住区域等の見直しを行った際、面積の増減があり、選定委員会の承認を経て変更しました。上記面積は変更後の面積となります。

(抽出した建設可能区域の状況)



【3 二次評価(候補地の評価・選定)の実施】

3-1 二次評価の実施

二次評価では、一次評価で抽出した建設可能区域を対象に、立地特性、生活環境、自然環境、災害危険等の文献資料調査・評価を行い、周辺環境や安全性に係る条件等を客観的に評価しました。評価基準や項目については以下のとおりです。

① 立地特性

最終処分場が立地する地形地質条件、造成、搬入道路、雨水排水また、農業への影響等を評価項目としました。

② 生活環境

町民の生活環境に影響を及ぼさないよう配慮するため、住宅、学校等の公共施設について処分場及び搬入道路双方からの距離と住宅数、施設数を評価項目とします。また、廃棄物処理施設等が同じ地区に集中しないことも評価項目とします。及び立地周辺地域からの景観変化へのインパクトも評価項目としました。

③ 自然環境

周辺の自然環境への影響を出来るだけ少なくするとの観点から、施設建設による自然の改変、動植物への影響など自然への影響を評価しました。

④ 災害危険

土地の土砂災害・浸水被害発生等の危険性及び造成による災害発生や、活断層との距離などを考慮し災害の危険性などを評価しました。

⑤ 建設運営管理

施設の建設費や維持管理費、廃棄物の搬入効率を出来るだけ少なく抑えた経済性の高い施設を目指すとの観点から、施設の建設費及び維持管理費、廃棄物の運搬費などの経済性を評価しました。

3-2 二次評価の結果

選定委員会では、3か所の候補地について二次評価を行い、以下のとおりの総合評価となりました。(二次評価比較表について別添資料5中の比較表を参照)

評価結果

	評価点(100点満点中)	A評価の数	B評価の数	C評価の数
上野原地区①	54	6	5	9
上野原地区②	74	8	11	1
上野原地区③	66	9	5	6

『上野原地区①』

県道水沢足門線から200m以上西側で、榛東村長岡浄水場の北側に位置する地区。候補地面積は9.84ha。集落からかなり離れているため生活環境への影響は少ない。地区内の上部には林道湯出入線が存在しているが、急傾斜地の山林が対象地であることから運搬道路の改修規模や造成規模が大きい。また災害発生の危険性が比較的高

いと思われるほか、近隣市町村への影響等の項目で点数が低くなり、3か所の候補地の中では最も低い総合評価となった。

『上野原地区②』

県道水沢足門線の東側で、吉岡町道201号線から200m以上北側に位置する地区。候補地面積は38.47ha。対象地は西から東へ傾斜している山林が大部分を占め、地区内には舗装されていない林道が存在する。農業用水管等の地下埋設物や近隣市町村への影響がなく、周辺整備の可能性が高い等の理由により、全体にわたって比較的高い点数となり、3か所の候補地の中では最も高い総合評価となった。

『上野原地区③』

県道水沢足門線の東側で、吉岡町道201号線から200m以上南側に位置する地区。候補地面積は3.16ha。対象地は西から東へ傾斜している農地であり、造成規模や雨水排水路整備規模が小さく、また樹木の伐採の必要がないことや災害発生の危険性が少ないと想されること等によりこれらの項目の点数が高い。ただ、集落から比較的離れているとはいえ、候補地周辺には農道等生活に必要な道路もあることから、搬入ルート上の支障や景観等への影響、近隣市町村への影響といった項目が比較的低い点数となり、3か所の候補地の中では上野原地区②に次ぐ2番目の総合評価となった。

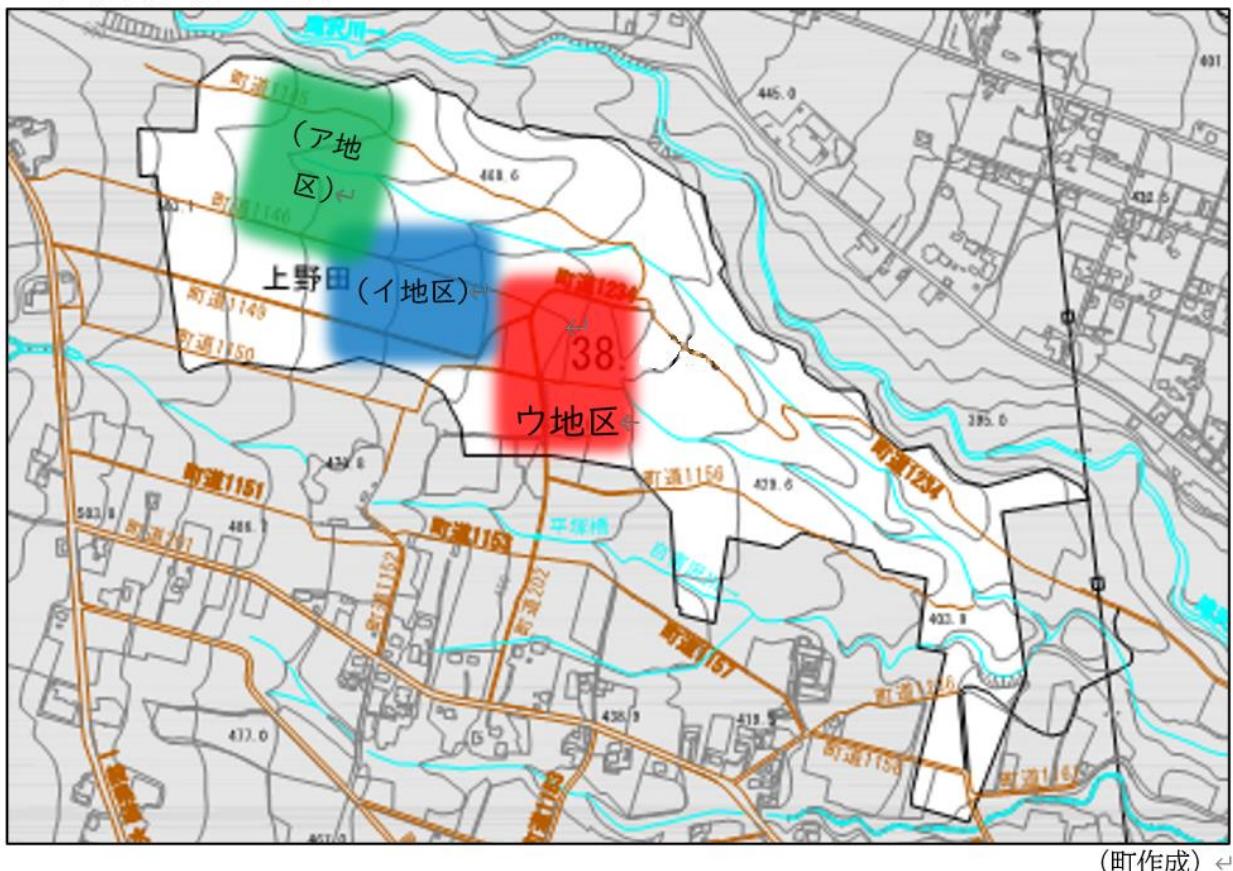
【4 候補地案の決定】

二次評価の結果から、選定委員会では3か所のうち1か所（上野原地区②）を最終処分場建設候補地（案）として決定し、その旨を町長に答申しました。※答申書一式…別添資料5

吉岡町では、選定委員会からの答申を受け、その内容が妥当かつ適正であるとして、渋川広域組合に対し、現状の候補地案である「上野原地区②」を報告するとともに、今後の更なる絞り込み等について協議を行いました。※協議書一式…別添資料6

その後、渋川広域組合による絞り込みの結果として、吉岡町に対して、上野原地区②内の「ウ地区」を建設適地とする旨の報告がありましたので、《※広域組合による候補地の更なる絞り込み報告…別添資料7》吉岡町では選定を行う自治体の立場から、渋川広域組合が検討した地区について改めて評価を行いました。

(比較検討を行った地区) ↳



(町作成) ↳

吉岡町による比較評価の結果として、ウ地区は、森林伐採(立木伐採に係る整備コスト)や残地森林(森林法に係る整備コスト)、跡地利用(施設の跡地利用)、安全性(災害対応)、植生自然度とレッドデータリスト(環境保全) の項目で他の地区より評価が高く、搬入路②(道路整備に係る整備コスト)や生活環境への影響②(景観への影響)、農用地区域(農業振興地域整備計画対応)の項目の評価は他の地区より低くなりました。

なお、土工量(土工に係る整備コスト)、搬入路①(地域に与える影響)、生活環境への影響①(生活への影響) の項目については他の地区と評価が変わりませんでした。

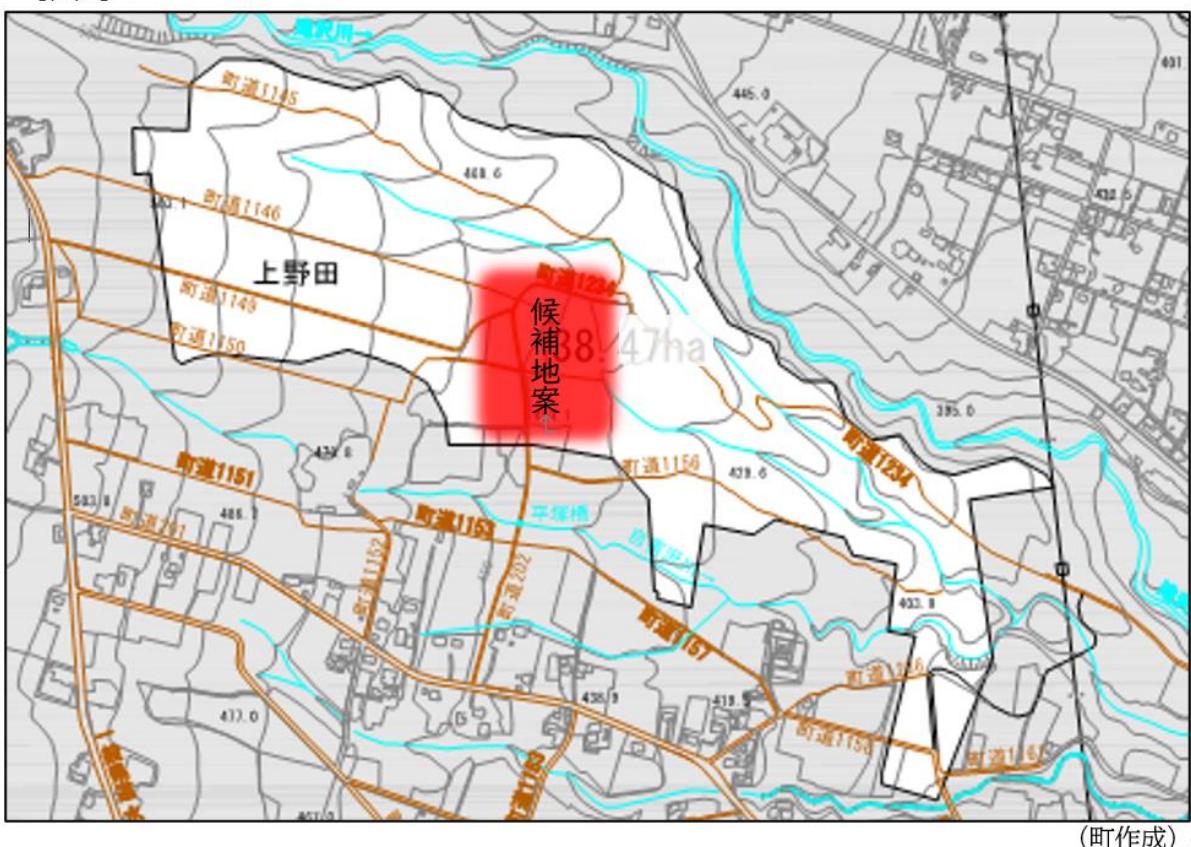
【参考資料1・評価の詳細】

比較項目	選定候補地の状況と評価
土工量 (土工に係る整備のコスト)	勾配は他の地区よりも若干緩やかだが、切盛りに関する土工量は他地区とほぼ同等と考えられる。
森林伐採 (立木伐採に係る整備コスト)	山林のほかにかなりの農耕地が含まれていることから、整備の際の立木の伐採量は他地区と比較して最も少なくなる。
残地森林 (森林法に係る整備コスト)	森林法民有林の場合、隣地開発に係る調整が必要となるほか、面積によっては想定面積以上の残地森林が必要となる。当該地区は他地区と比較して森林面積が少ないため、他地区と比較して必要面積が少なく済む可能性がある。
搬入路① (地域に与える影響)	工事や搬入経路として、県道水沢足門線から直接アクセスする道路の整備を想定しており、地域住民の生活道路となっている町道201号線は利用しないため、他地区と同じく周辺住民への影響は小さいと考える。
搬入路② (道路整備に係る整備コスト)	工事や搬入経路として、県道水沢足門線から直接アクセスする道路の整備を想定しており、当該地区は県道水沢足門線から最も遠いため道路整備の延長は他地区と比較して最も長くなる。
生活環境への影響① (生活への影響)	住居からは十分な離隔を確保可能であることから、生活環境への影響は他地区と同じく軽微となると考えられる。
生活環境への影響② (景観への影響)	当該地区は山林の中に位置しており、集落から候補地縁辺部までの距離は100m以上確保されている。 距離的には他地区と比較して最も近いが、集落までの間には山林も存在しているため、周辺地域に与える景観への影響はそれほど大きくないと考える。
跡地利用 (施設の跡地利用)	跡地利用の際には町道201号線から直接アクセスできる道路を整備し利用すると想定した場合、当該地区は町道201号線から最も近いため施設へのアクセス等がしやすくなる。 また、地域住民が身近な施設として捉えやすくなり、施設の用途に関する選択肢は多くなると考えられる。
安全性 (災害対応)	当該地区の中に沢のような地形はなく、大雨によって沢が崩れるなどといった土砂災害発生の危険性は他地区と比較して少ない。
農用地区域 (農業振興地域整備計画対応)	当該地区には他地区にはない農振農用地(青地)が存在しているため、町の農業振興地域整備計画との調整が必要となるとともに、農振農用地からの除外や農地転用に関しても調整する必要がある。
植生自然度と レッドデータリスト (環境保全)	当該には植生自然度『6』の植林地と『3』の外来種植林・農耕地、『2』の外来種草原・農耕地が分布しており、他地区と比較して植生自然度は低い。

吉岡町として総合的に検討した結果、「上野原地区② ウ地区」が最も有利であるとの評価となったことから、渋川広域組合から報告された建設適地「上野原地区② ウ地区」については、吉岡町としても「妥当」であると判断いたしました。

なお、選定した候補地案の位置、概要については以下のとおりです。

【位置】



- 想定面積は約4ヘクタール。
- 候補地のほぼ中央で、やや緩やかな斜面にある山林の中に位置している。
- 地区の中に沢のような地形はない。
- 工事や搬入道路として想定している県道水沢足門線からの距離は遠く、町道201号線からの距離は近い。
- 土地利用的には、山林、畠(農振農用地<青地>を含む)、原野等となっている。
- 植生自然度は10評価中「6」の植林地と「3」及び「2」の農耕地となっており、答申書にあったレッドデータリストの植物の発見報告があった場所からは最も遠い。

【5 地元合意形成】

候補地選定については、上野原自治会住民を対象とする「次期最終処分場候補地選定にかかる報告会」の中で、吉岡町として決定した「候補地案」を報告するとともに、次期最終処分場をこの地域に設置することについて、正式に地域の同意を依頼しました。※報告会提出資料…別添資料8

その後、上野原自治会より「渋川地区広域市町村圏振興整備組合による次期最終処分場予定地の仮決定における当該地区地元住民の要望について」として、要望書…別添資料9の提出がありました。

吉岡町では、上野原自治会より提出された要望書を町として精査・検討し、上野原自治会役員会において、要望書に対する吉岡町からの回答を伝えたうえで、改めて同意のお願いを行いました。

ました。…別添資料10

その後、上野原自治会より「渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場の予定地について」として、次期最終処分場をこの地域に設置することに対する同意書…別添資料11の提出をいただきました。

【6 決定報告】

吉岡町では、上野原地区の同意がいただけたことから、正式に「候補地」として事務手続きを進めることとしました。その上で渋川広域組合に対し、候補地が決定されたことを「一般廃棄物最終処分場次期建設候補地の決定について」…別添資料12の中で報告しました。

なお、今回の同意にあたっては、上野原自治会より要望もあげられていることから、報告書には上野原自治会からの要望書等を添付し、吉岡町組合及び構成市町村として、次期最終処分場の建設が周辺地域の住民の生活環境等に悪影響を及ぼさないよう配慮いただくとともに、同意をいただいた地域の魅力向上のための対応等についてもご検討いただくよう、強く申し入れをしております。

また、改めて「吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場に係る要望書について」として、町から要望書の提出も行いました。…別添資料13

【7 今後の予定】

吉岡町では、渋川広域組合から令和元年5月30日付で依頼のあった次期最終処分場用地選定について、次期最終処分場の候補地を決定し、令和5年2月17日付けで渋川広域組合に対して用地選定の報告を行いました。

今後、渋川広域組合では、吉岡町からの候補地の決定報告を受け、次期最終処分場の建設に向けた作業が進められていくこととなります。

なお、渋川広域組合が示している供用開始までのスケジュールは以下のとおりです。

年度	取り組み内容
令和5年度	『循環型社会形成推進地域計画』の策定 地元説明・協議・調整（広域組合・吉岡町）
令和6年度	不動産鑑定・測量・環境調査等（広域組合）
令和7年度	用地買収・基本設計（広域組合）
令和8年度	実施設計（広域組合）
令和9年度	建設工事・周辺整備工事（広域組合）
令和10年度	建設工事・周辺整備工事（広域組合）
令和11年度	建設工事・周辺整備工事（広域組合） 供用開始

協 定 書

渋川地区広域市町村圏振興整備組合が平成23年3月以降に一般廃棄物（ごみ）最終処分場を設置（使用開始）するにあたり、組合の構成市町村間で協議の結果、次のとおり合意に達したので協議収束の証として本書4通を作成し、署名押印のうえそれぞれ保有するものとする。

記

- 1 一般廃棄物最終処分場の埋立期間は、原則として廃棄物最終処分場性能指針（平成14年11月15日環廢対策第726号）によるものとする。
なお、ごみの減量化等により埋立量が限度容量に達しない場合は、継続して埋立するものとする。
- 2 一般廃棄物最終処分場の用地選定順位は、次のとおりとする。
①渋川市 ②吉岡町 ③渋川市 ④榛東村
- 3 提供用地は、一般廃棄物最終処分場として関係法令等に適法する用地とし、次の提供団体は、新たな一般廃棄物最終処分場が使用開始されてから5年後までに報告するものとする。
- 4 埋立終了時は、跡地利用等を考慮し、最終覆土と転圧を十分行うものとする。
- 5 浸出水処理施設は、公害の発生が皆無であることが確認された後、撤去するものとする。

以上

平成20年々月々日

渋川市長

木暮治一



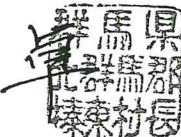
吉岡町長

石川



榛東村長

真塙



立会人

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

副管理者

吉原康之



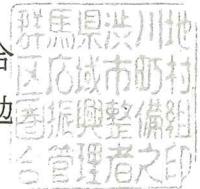
渋組事第 28 号

令和元年 5 月 31 日

吉岡町長 柴 崎 徳一郎 様

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

管 理 者 高木 勉



渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般廃棄物最終処分場用地選定
報告について（依頼）

平素より本組合の運営につきましては、ご配慮を賜り感謝申し上げます。

標記の件について、現在、一般廃棄物の最終処分は、渋川地区広域圏清掃センター エコ小野上処分場で埋立を行っておりますが、平成 24 年 6 月 13 日付け渋川地区広域圏小野上処分場連絡協議会及び小野上地区東自治会開拓組からの要望により、平成 24 年 6 月 22 日の市町村長会議の決定事項で埋立期間は 15 年間とし、延長は行わないこととなっております。

また、平成 20 年 2 月 8 日に構成市町村長により締結された別添協定書に定められた、一般廃棄物最終処分場の用地選定順位は、吉岡町となっております。

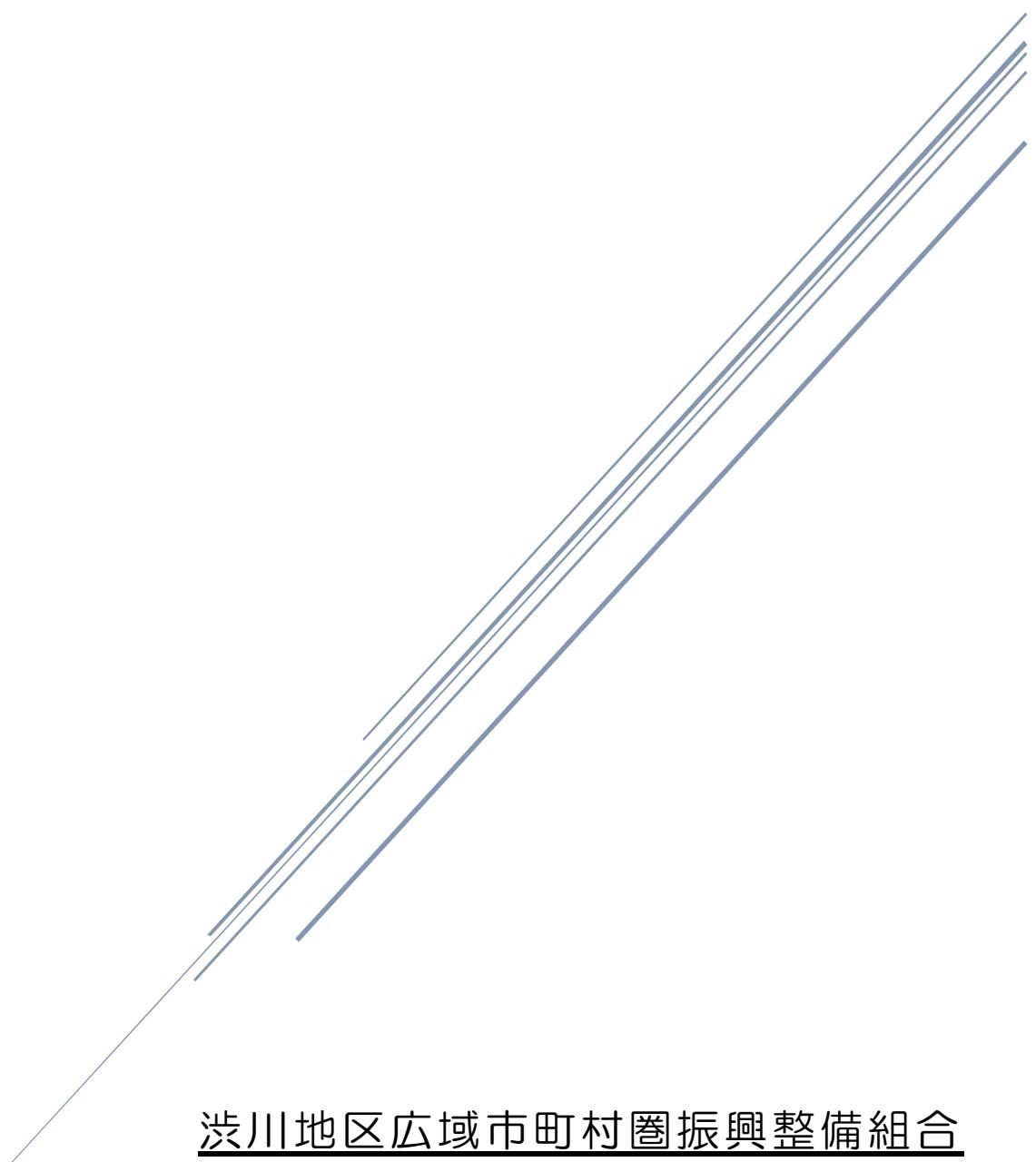
つきましては、貴町における処分場用地選定に係る計画状況等を文書にて報告くださるようご依頼申し上げます。

なお、協定書 3 により「提供用地は、一般廃棄物最終処分場として関係法令等に適法する用地とし、次の提供団体は、新たな一般廃棄物最終処分場が使用開始されてから 5 年後までに報告するものとする。」となっていることを申し添えます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 提出期限 | 令和元年 11 月 29 日（金） |
| 2 提出先 | 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 事業課 |
| 3 参考 | 地元要望事項、回答及び協定書の（写） 別紙 1 ~ 3 のとおり
渋川地区広域圏清掃センター エコ小野上処分場
供用開始：平成 26 年 1 月
供用開始から 5 年：令和元年 1 月 |

吉岡町地内に整備する一般廃棄物 最終処分場の概略構想



《吉岡町に整備する最終処分場の概略構想について》

吉岡町に整備を予定している一般廃棄物最終処分場は、環境配慮や地元の意見を取り入れ屋根や壁を設置する被覆型（クローズド型）最終処分場を基本に考えます。

また、浸出水は処理をして、埋め立て施設内の散水に循環利用する無放流式とし、河川への放流を行わない方法を基本とします。

これらにより、住民生活や周辺環境に配慮し、将来にわたり地域の安全と安心を確保できる施設とします。

以下に現時点での計画、構想、スケジュール等を示します。

1 基本的事項

(1) 建設場所 吉岡町地内（詳細場所未定）

(2) 事業スケジュール（予定）

ア 令和3年度 用地選定（吉岡町）

イ 令和4年度 地元説明・協議、基本構想策定（規模、方式等）

ウ 令和5年度 地元説明・協議

エ 令和6年度 不動産鑑定、測量、環境調査等

オ 令和7年度 用地買収、基本設計

カ 令和8年度 実施設計

キ 令和9年度～令和11年度 建設工事、周辺整備工事

(3) 施設規模 敷地面積 約25,000m²

埋立容量 約70,000m³

(4) 事業費 約44億円（概算）

(5) 埋立物 渋川地区広域圏清掃センターから出る焼却灰、飛灰、不燃物残渣及び覆土

(6) 埋立期間 原則として、環境省が定める「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」に基づき15年とします。

ただし、15年で埋立容量に達しない場合は延長をお願いする場合があります。

2 施設概要

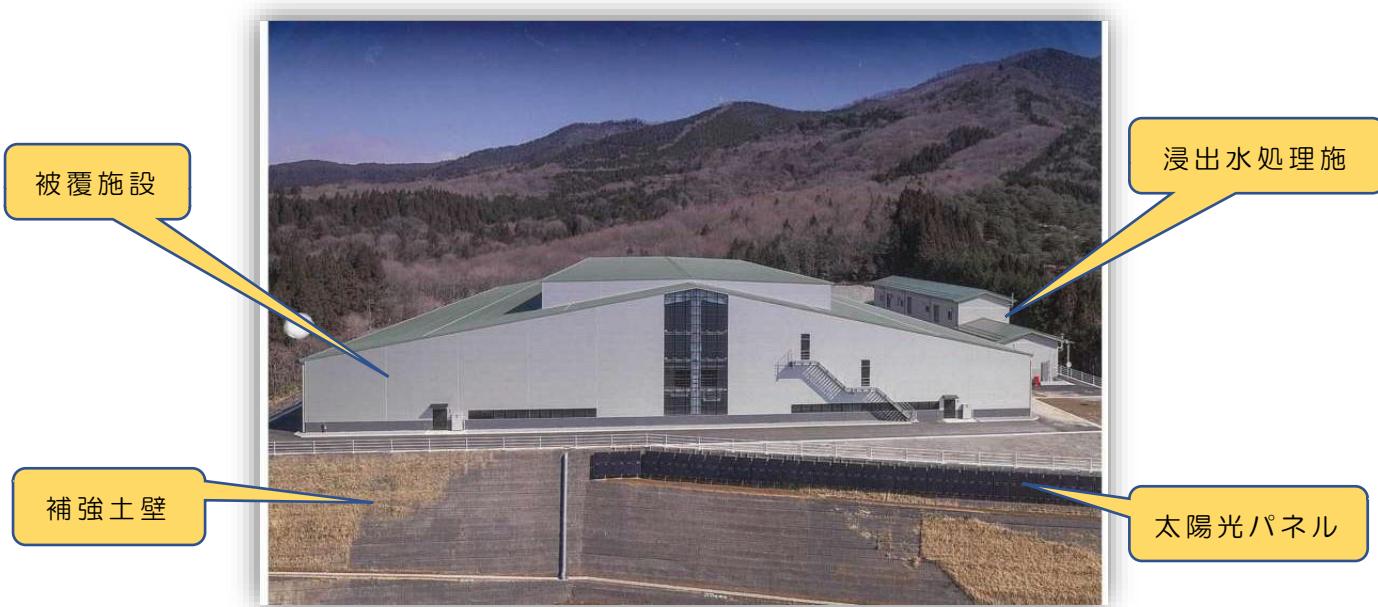
(1) 被覆施設

構造規模 鉄骨造平屋建て

延べ面積 約7,000m² (70m×100m)

仕上げ 屋根：鋼板葺き、外壁：金属パネル

高さ 地上約15m、地下約15m



【イメージ写真1 エコ小野上処分場外観】

(2) 貯留施設（埋め立て場所）

- ア 貯留構造物の方式・・・補強土壁により壁を築造し、表面を遮水シートで覆います。
- イ 遮水設備・・・二重遮水シート（埋め立て地を覆うもの）により、漏水検知システム設置及び自己修復材を使用します。



【イメージ写真2 エコ小野上処分場埋め立て施設内観】

(3) 浸出水処理施設

- ア 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
- イ 延べ面積 1,000m²
- ウ 主要室 管理室、研修室、浸出水処理プラント
- エ 処理水 循環再利用（埋立地の散水利用）して河川に放流を行わない「無放流式」
- オ 処理能力 20m³/日（想定）
- カ 設備 カルシウム除去設備→生物処理設備→凝集膜ろ過設備→活性炭吸着設備（想定）
水の循環利用に伴い、浸出水中の塩分を除去する必要があるため、脱塩処理設備を付加した処理施設となります。



【イメージ図 浸出水処理施設外観】

3 その他

(1) 地元対策について

地元対策については、地元協議の中で決定していくますが、建設時及び現在行われている他事例での対策は下記のとおりです。

- ア 清掃センター・・・補助金（地元協議会へ）
- イ 環境クリーンセンター・・・施設整備（プール、運動場、テニスコート整備など）
- ウ 旧小野上処分場・・・補助金（地元組合→小野上村→渋川市へ）
- エ エコ小野上処分場・・・補助金（渋川市へ）

(2) 跡地利用について

運用終了後の跡地については、吉岡町及び地元と協議の上決定する予定です。

〈参考例〉

ア 建物を残す場合・・・屋内運動場（テニス、ゲートボール他）、農業用施設、避難場所、集会所など

イ 建物を残さない場合・・・運動場、公園、キャンプ場、太陽光発電など

(3) 他自治体参考例



貯留施設内観



外観

【大分県臼杵市一般廃棄物最終処分場】



貯留施設内観

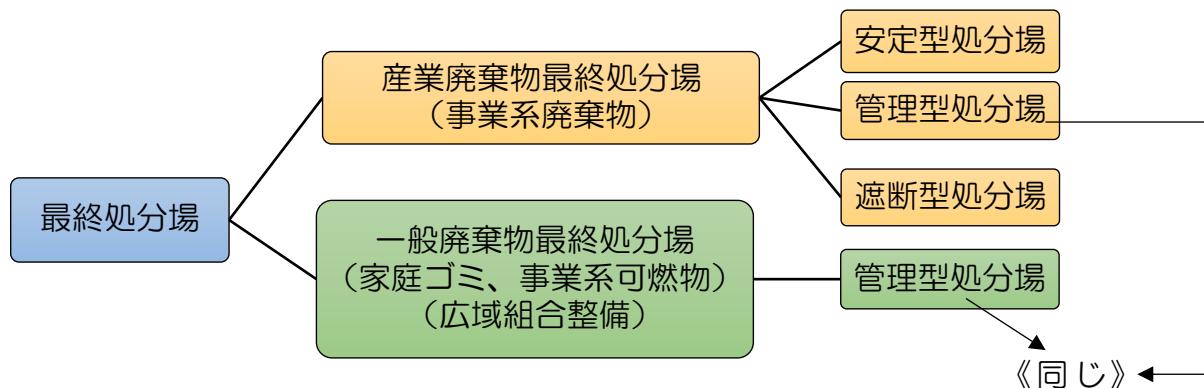


外観

【吾妻東部衛生施設組合】

4 参考

(1) 最終処分場の分類



(2) ゴミの分類

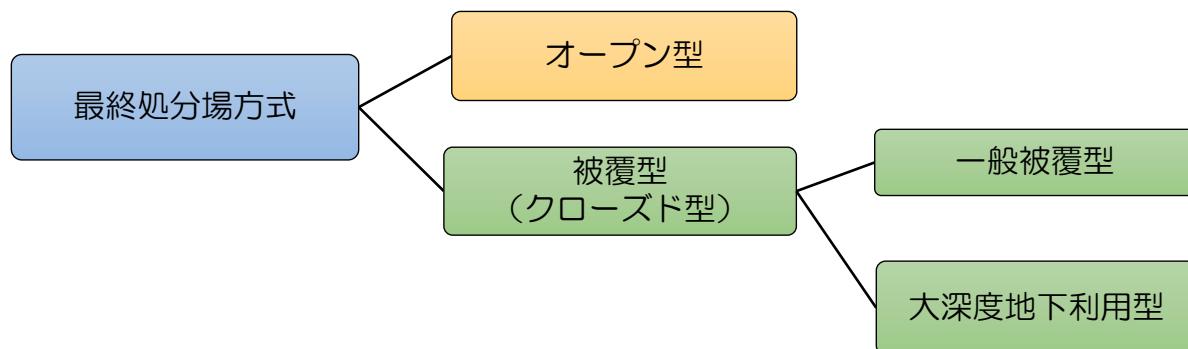
ア 産業廃棄物

事業者の産業活動などによって排出されるゴミ
(がれき、廃プラスチック、金属くず、廃油、ばいじんなど)

イ 一般廃棄物

家庭から出るゴミ及び事業者が排出する可燃ゴミなど

(3) 最終処分場の方式



【事前協議規程における立地基準】

1 設置者等は、次の条件に適合するよう廃棄物処理施設等の立地を計画する。

一 最終処分場は、他の最終処分場の敷地境界から1km以上距離を設けること

事前協議において公告済の最終処分場計画地、廃止前の最終処分場、事前協議対象外の公共最終処分場

二 最終処分場は、次の水道水源施設の敷地境界から500m以上距離を設けること

公共用水道水源又は専用水道の水源

三 焼却施設及び最終処分場は、次の住宅密集又は住居地域の境界から100m以上距離を設けること

第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び公営住宅団地

四 すべての施設は、特に静穏の配慮が必要な次の自然環境保全地域等の境界から100m以上距離を設けること

重要文化財(建造物に限る)、埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物、登録記念物、伝統的建造物群保存地区、国立公園、国定公園、県立公園、風致地区、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、特別緑地保全地区、絶滅野生動植物の生息地等保護区、鳥獣保護区、景観計画区域、景観地区

五 すべての施設は、特に静穏の配慮が必要な次の施設の敷地境界から100m以上距離を設けること

学校、専修学校、各種学校、児童自立生活援助事業を行う住居、小規模住居型児童養育事業を行う住居、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業所、病院、診療所・助産所のうち入所施設、公民館、図書館、救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供之施設、博物館、婦人保護施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、母子福祉施設、公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、介護老人保健施設、サービス付高齢者向け住宅、障害福祉サービスを行う事業所(入所等)、障害者支援施設、福祉ホーム、認定こども園

六　すべての施設は、利用者に配慮が必要な次の施設の敷地境界から20m以上距離を設けること

保健所、児童家庭支援センター、診療所・助産所のうち入院を伴わない施設、検疫所、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生相談所、授産施設(生活保護法)、授産施設(社会福祉法)、隣保館等、知的障害者更生相談所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、更生保護事業施設、障害福祉サービスを行う事業所(介護等)、地域活動支援センター

七　すべての施設は、次の災害防止等保全のための区域から10m以上距離を設けること

砂防指定地、市町村の消防施設、県又は水防管理団体の水防施設、公共客土事業、土地改良事業の用排水機、地下水源の利用設備、保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定地区、水下水道事業施設、地すべり防止区域、宅地造成工事規制区域、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、気象等観測施設、公共かんがい施設、災害防止用ため池、防風林施設

八　すべての施設は、次の土地を含まないこと

住居(計画者の土地を除く)、公共用地(計画の公表されているものを含み、赤線・青線を除く)、農業振興地域の農用地区域内の農地(青地)

2 次のいずれかにあてはまれば、前項第三号から第七号を適用しない。

- 一 既存の廃棄物処理施設等であって、敷地の拡張を伴わない設置等
- 二 原材料と同様の廃棄物を処理する製造施設(焼却施設、1t/日以上の熱分解施設・乾燥施設・溶融施設・固体燃料化施設・発酵施設・蒸留施設・特管の中和施設を除く)の設置等
- 三 前項に掲げる敷地境界から廃棄物処理施設等までの間に、幅30m以上の河川区域を持つ一級河川又は二車線以上の道路がある場合の設置等
- 四 工業地域、工業専用地域、準工業地域又は工業等導入地区における設置等
- 五 移動式の廃棄物処理施設等の設置等(廃棄物の処理・積替え・保管の場所を除く。)

3 次のいずれかにあてはまれば、設置場所の選定に配慮が必要。

- 一 現に規制基準値を超過する地域において、同一の公害要素を発生させる施設の新設
- 二 現に100m以内に屋外処理する施設があり、同一の公害要素を発生させる施設の新設

4 設置場所の土地及び建物は、施設の設置までに使用権原を得なければならない。

令和4年8月5日

吉岡町長 柴崎 徳一郎 様

吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合
最終処分場候補地選定について(答申)

吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合

最終処分場候補地選定委員会

委員長 土倉 泰之



令和2年11月25日付吉住協第111号において諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地の選定について、立地基準等により抽出した建設可能区域に対し、1次評価(面積評価)を行い、条件を満たす区域が3か所となりました。この3か所に対する2次評価(比較評価)及び審議を行った結果、以下のとおりとなりました。評価についての詳細は別添資料2及び資料3のとおりです。

吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合
最終処分場候補地として選定した区域

上野原地区②
(別添資料1参照)

付帯意見

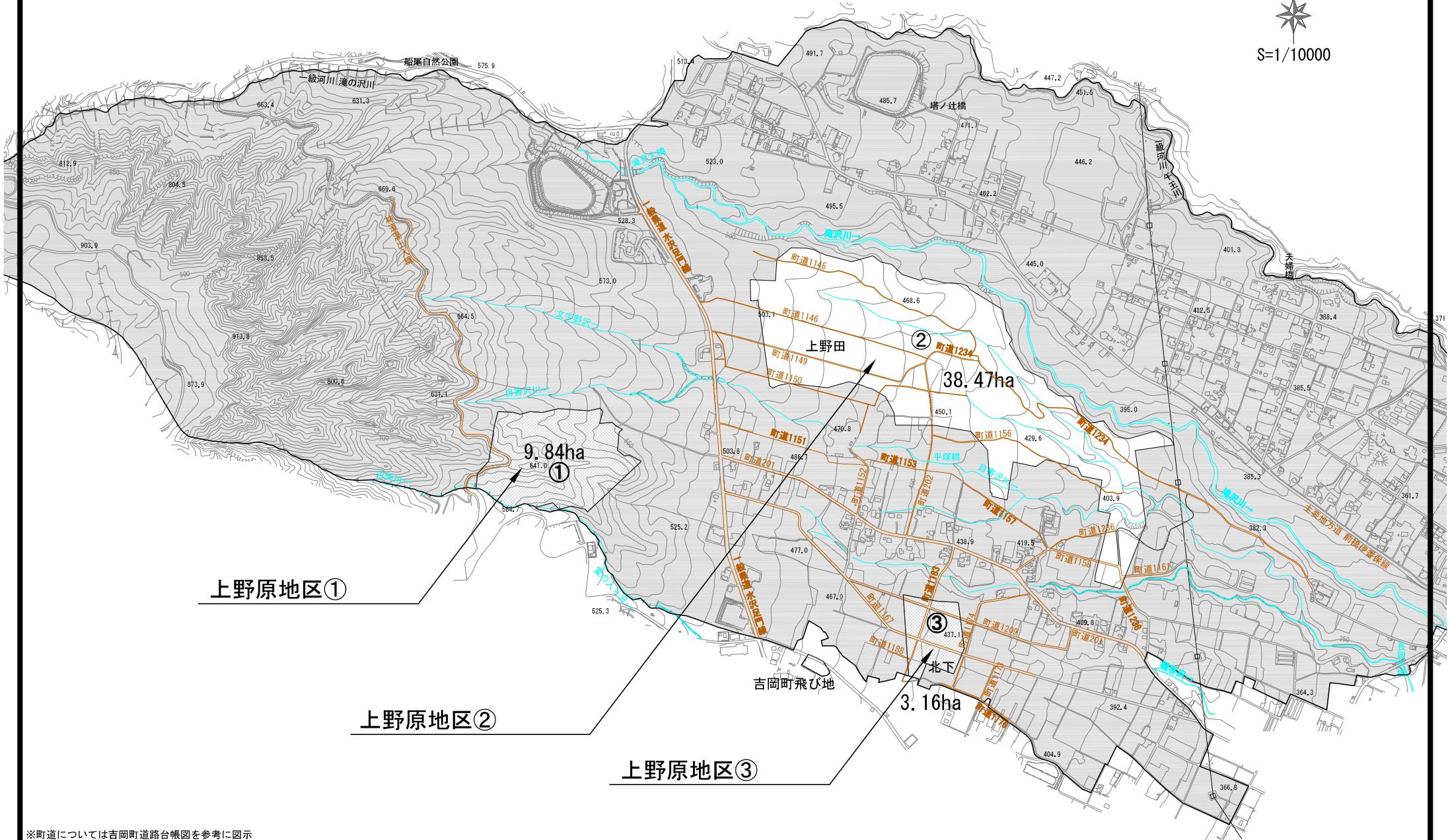
選定した上野原地区②については、候補地の形状が複雑なことから、設置施設の形状によっては最終処分場の想定規模である2.5ha分の面積の確保が難しい場所も存在するため、具体的な区域の選定等においては十分考慮されるよう要望します。

また、建設候補地の周辺住民への配慮については、町及び建設主体となる渋川地区広域市町村圏振興整備組合において、十分考慮されるよう併せて要望します。



S=1/10000

建設候補地



*町道については吉岡町道路台帳図を参考に図示

*河川、沢等については吉岡町上野原地区水害・土砂災害近況避難地図を参考に着色

選定委員会では、3か所の候補地について2次評価を行い、以下のとおりの総合評価となった。(2次評価比較表について別紙3を参照)

評価結果

	評価点 (100点満点中)	A評価の数	B評価の数	C評価の数
上野原地区①	54	6	5	9
上野原地区②	74	8	11	1
上野原地区③	66	9	5	6

『上野原地区①』

県道水沢足門線から200m以上西側で、榛東村長岡浄水場の北側に位置する地区。候補地面積は9.84ha。集落からかなり離れているため生活環境への影響は少ない。地区内の上部には林道湯出入線が存在しているが、急傾斜地の山林が対象地であることから運搬道路の改修規模や造成規模が大きい。また災害発生の危険性が比較的高いと思われるほか、近隣市町村への影響等の項目で点数が低くなり、3か所の候補地の中では最も低い総合評価となった。

『上野原地区②』

県道水沢足門線の東側で、吉岡町道201号線から200m以上北側に位置する地区。候補地面積は38.47ha。対象地は西から東へ傾斜している山林が大部分を占め、地区内には舗装されていない林道が存在する。農業用水管等の地下埋設物や近隣市町村への影響がなく、周辺整備の可能性が高い等の理由により、全体にわたって比較的高い点数となり、3か所の候補地の中では最も高い総合評価となった。

なお、一部の区域では県のレッドデータリストに掲載された植物の発見報告がされていることから、十分な対応が必要と考える。

また、比較評価のなかには候補地外周からの距離等が項目となっているものもあるが、当該地区は3か所の候補地の中で面積が最も広く、今後検討される選定場所によっては評価についての見解が変わることがあることを申し添える。

『上野原地区③』

県道水沢足門線の東側で、吉岡町道201号線から200m以上南側に位置する地区。候補地面積は3.16ha。対象地は西から東へ傾斜している農地であり、造成規模や雨水排水路整備規模が小さく、また樹木の伐採の必要がないことや災害発生の危険性が低いと思われること等によりこれらの項目の点数が高い。ただ、集落から比較的離れているとはいえ、候補地周辺には農道等生活に必要な道路もあることから、搬入ルート上の支障や景観等への影響、近隣市町村への影響といった項目が比較的低い点数となり、3か所の候補地の中では上野原地区②に次ぐ2番目の総合評価となった。

なお、当該地区的対象面積は、1次評価及び中間報告の際には3.60haであったが、2次評価で現地調査を含めて確認したところ、100m以内の榛東村地内に住居があることが確認されたため、影響範囲となる0.44ha分を除外し「3.16ha」とすることを選定委員会で了承している。

2次評価比較表

資料3

評価項目	評価内容	評価			配点	上野原地区① (9.84ha)			上野原地区② (38.47ha)			上野原地区③ (3.16ha)		
		A (5点)	B (3点)	C (1点)		内容	評価	評価点	内容	評価	評価点	内容	評価	評価点
		小さい	中位	大きい		5	急傾斜地であり、かつ道路新設の必要あり。県道水沢足門線からの距離440m。 ※県道水沢足門線から新設路線を利用した搬入ルートを想定	C	1	町道はあるが、拡幅及び改修の必要あり。県道水沢足門線からの距離750m。 ※県道水沢足門線から町道1149号線を利用した搬入ルートを想定	B	3	町道はあるが、拡幅及び改修の必要あり。県道水沢足門線からの距離810m。 ※県道水沢足門線から町道1167号線を利用した搬入ルートを想定	B
① 運搬道路の改修規模	搬入・退出ルートとなるアクセス道路の改修の規模 (各建設候補地の中心部分までの距離)	小さい	中位	大きい	5	急傾斜地であり、切土・盛土・伐採も含め大規模な造成の必要あり	C	1	比較的勾配があり、切土・盛土、伐採も含め相応の造成の必要あり	B	3	比較的勾配があり、切土・盛土も含め造成の必要はあるが、伐採の必要がないことから規模としては小さい	A	5
③ 雨水排水路整備規模	下流側排水路の有無と改修整備の必要性の有無	小さい	中位	大きい	5	支川や側溝等がなく、新設での整備の必要あり	C	1	改修や整備の必要があるものの、支川があり、大規模とはならない	B	3	改修や整備の必要性はあるものの道路側溝があり、規模としては小さい	A	5
④ 森林法対象民有林	森林法における開発規制の手続きの対象となる民有林の該当の有無	該当なし	該当する可能性あり	該当あり	5	区域内の全域が対象地域であるため、該当あり	C	1	区域内の大部分が対象地域であるため、該当する可能性あり	B	3	区域内に対象民有林なし	A	5
⑤ 農業用水管等の地下埋設物	候補地内の農業用水管等の埋設状況	該当なし	-	該当あり	5	現地調査等したところ、管路を確認 (自吉沢用水路、堂の入沢用水路)	C	1	該当なし	A	5	群馬用水土地改良区管理の管路を確認	C	1
⑥ 近隣市町村への影響	候補地と近隣市町村の接地又は近接に対する調整の必要性	低い	中位	高い	5	候補地の南側部分が棟東村に隣接しているため、棟東村及び住民への説明・調整等の必要あり	C	1	近隣市町村との接地なし	A	5	候補地の南側部分が棟東村に隣接しているため、棟東村及び住民への説明・調整等の必要あり	C	1
⑦ 周辺整備の可能性	候補地周辺の地域振興に係わる施設整備の可能性	高い	中位	低い	5	想定される施設面積を除くと、候補地の残地面積が7.34haと広いが、周辺の状況や施設までのアクセス等を考えた場合、建設候補地内における処分場以外の施設整備の可能性は高いとは言えない	B	3	想定される施設面積を除くと、候補地の残地面積が35.97haと広く、候補地内で処分場以外の施設整備の可能性は高い	A	5	想定される施設面積を除くと、候補地の残地面積が0.66haと狭く、候補地内で処分場以外の施設整備の可能性は低い	C	1
⑧ 水道水源施設の有無	候補地外周500m以内で水道水源施設の有無	なし	あり(稼働なし)	あり	5	棟東村内に施設(長岡浄水場)は確認できたが、稼働していない	B	3	なし	A	5	棟東村内に施設(桃広小水道浄水場)は確認できたが、稼働していない	B	3
⑨ 生活圏(集落)近接度	候補地と周辺集落との距離(生活圏と認められる集落との距離で事務所は含めない)	300m以上	300~100m	100m未満	5	約203m	B	3	約100m	B	3	約100m	B	3
⑩ 搬入ルート上の支障	搬入ルートを拡幅する上での支障となる規模	小さい	中位	大きい	5	新設等の必要があるが、施工時等における近隣住民等への影響は小さい ※県道水沢足門線から新設路線を利用した搬入ルートを想定	A	5	拡幅等の必要があり、かつ対象となる道路は生活道路ではないものの施工時等における近隣住民等への相応の影響あり ※県道水沢足門線から町道1149号線を利用した搬入ルートを想定	B	3	拡幅等の必要があり、かつ対象となる道路については生活道路であるため、影響は大きい ※県道水沢足門線から町道1167号線を利用した搬入ルートを想定	C	1
⑪ 景観等への影響	立地による周辺地域からの景観等への影響	小さい	中位	大きい	5	山林に囲まれた地区であり、周辺集落からの距離を考慮しても、影響は小さい	A	5	建設場所によっては集落からの距離が近い場合もあるが、比較的影響は小さい	B	3	周辺が開けた農地が大部分であり、景観や近隣農地へ与える影響が大きい	C	1
⑫ 農業振興地域	農業の発展に必要な措置が集中的に行われている地域	該当なし	一部あり	該当あり	5	農業振興地域外のため、該当なし	A	5	候補地内的一部が農業振興地域(青地)	B	3	候補地内全域が農業振興地域(青地)	C	1
⑬ 災害の危険性	土地の土砂災害・浸水被害発生の危険性	低い	中位	高い	5	土砂災害警戒区域などには該当していないものの、昨今の自然災害の発生状況等を考慮した場合、急傾斜地である当該地区的災害発生の危険性は比較的高いと思われる	C	1	土砂災害警戒区域などには該当していないものの、昨今の自然災害の発生状況等を考慮した場合、比較的の勾配があり、現況を踏まえると当該地区的災害発生の危険性は否定できないと思われる	B	3	土砂災害警戒区域などには該当しておらず、昨今の自然災害の発生状況等を考慮した場合、比較的の勾配があるが、現況を踏まえると当該地区的災害発生の危険性は低いと思われる	A	5
⑭ 活断層との距離	推定される活断層との距離 (関東平野北西縁断層帯主部)	500m以上	500~50m	50m未満	5	約11.3km	A	5	約12.1km	A	5	約11.5km	A	5
⑮ 鳥獣保護区	鳥獣保護区の該当の有無 (令和3年度鳥獣保護区等位置図(群馬県作成)より)	該当なし	一部あり	該当あり	5	該当なし	A	5	該当なし	A	5	該当なし	A	5
⑯ 植生自然度	既存資料による周辺の貴重植物への影響 (植生自然度(環境省作成))	1~3	4~7	8~10	5	区域内における植生自然度の最高値が7(二次林)	B	3	区域内における植生自然度の最高値が7(二次林)	B	3	区域内における植生自然度の最高値が2(外来種草原、農耕地(水田、畑))	A	5
⑰ 候補地土地利用	候補地の土地利用現況	荒野・開発済	農地	山林	5	区域内全域が山林	C	1	区域内の大部分が山林	C	1	区域内全域が農地	B	3
⑱ 地盤条件	候補地の地盤状況(掘削面付近)	岩盤層	礫層	軟弱層	5	礫層であり、地盤改良等の必要性はあるものの、施工の規模としては比較的小さい	B	3	礫層であり、地盤改良等の必要性はあるものの、施工の規模としては比較的小さい	B	3	礫層であり、地盤改良等の必要性はあるものの、施工の規模としては比較的小さい	B	3
⑲ 運搬距離	清掃センターからの距離 (各建設候補地の中心部分までの距離)	5km未満	5~10km	10km以上	5	3.9km	A	5	4.2km	A	5	4.3km	A	5
⑳ 給水水源の確保	場内利用のための水源の確保	容易	中位	困難	5	上水道より給水可能ではあるが、急傾斜地でもありポンプアップ等の施工が必要	C	1	上水道より給水可能	A	5	上水道より給水可能	A	5
2次評価 合計点数					100	54.00			74.00			66.00		

吉住住第278号
令和4年8月9日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

管理者 高木 勉 様

吉岡町長 柴崎 徳一郎

渋川地区広域市町村圏振興整備組合 次期最終処分場候補地について(協議)

標記について、平成20年2月8日付け協定書における用地選定順位に基づき、吉岡町地内における候補地選定を進めるべく、令和2年11月25日付吉住協第111号において「吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会」に対し諮詢したところ、令和4年8月5日付で答申を受けました。

町で協議した結果、答申内容が妥当かつ適正であるとし、吉岡町として、次期最終処分場候補地については「上野原地区②」(資料1)を報告するとともに、今後の更なる絞り込み等について協議します。

A compass rose with a vertical line pointing upwards labeled 'N'.

S=1/10000

建設候補地



*町道については吉岡町道路台帳図を参考に図示

※河川、沢等については吉岡町上野原地区水害・土砂災害近況避難地図を参考に着色

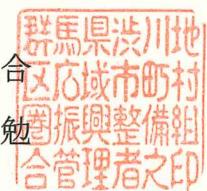
事第19号

令和4年9月29日

吉岡町長 柴崎徳一郎 様

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

管 理 者 高木



渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場候補地の更なる絞り込みについて（報告）

日頃より広域行政にご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、先般、協議依頼のありました貴町の選定した候補地「上野原地区②」における次期最終処分場候補地の更なる絞り込み等について、当組合で検討を行った結果、資料に示す「ウ地区」が建設適地となりましたので報告いたします。

記

- 1 「渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場建設適地について」のとおり

担当 渋川地区広域市町村圏振興整備組合

事業課 管理係

電話 0279-60-5250

渋川地区広域市町村圏振興整備組合
次期最終処分場建設適地について

渋川地区広域市町村圏振興整備組合
事 業 課

新最終処分場建設用地の選定

1. 建設候補地

吉岡町における候補地選定の結果、建設候補地として吉岡町上野原地区に建設候補地が決定した。

候補地は、吉岡町の西部に位置し、西に一般県道水沢足門線が南北に走り、北に一級河川滝の沢川を挟み、主要地方道前橋伊香保線が南東から北西に走っている。

その多くが山林で、候補地全域の面積は 38.47ha となっている。

2. 候補地内での建設位置の検討

前述のとおり、候補地全域は 38.47ha と極めて広く、最終処分場建設には大きすぎる範囲となっている。そのため、候補地内での建設位置を検討することとする。

検討箇所は、以下の 5 箇所で行う。

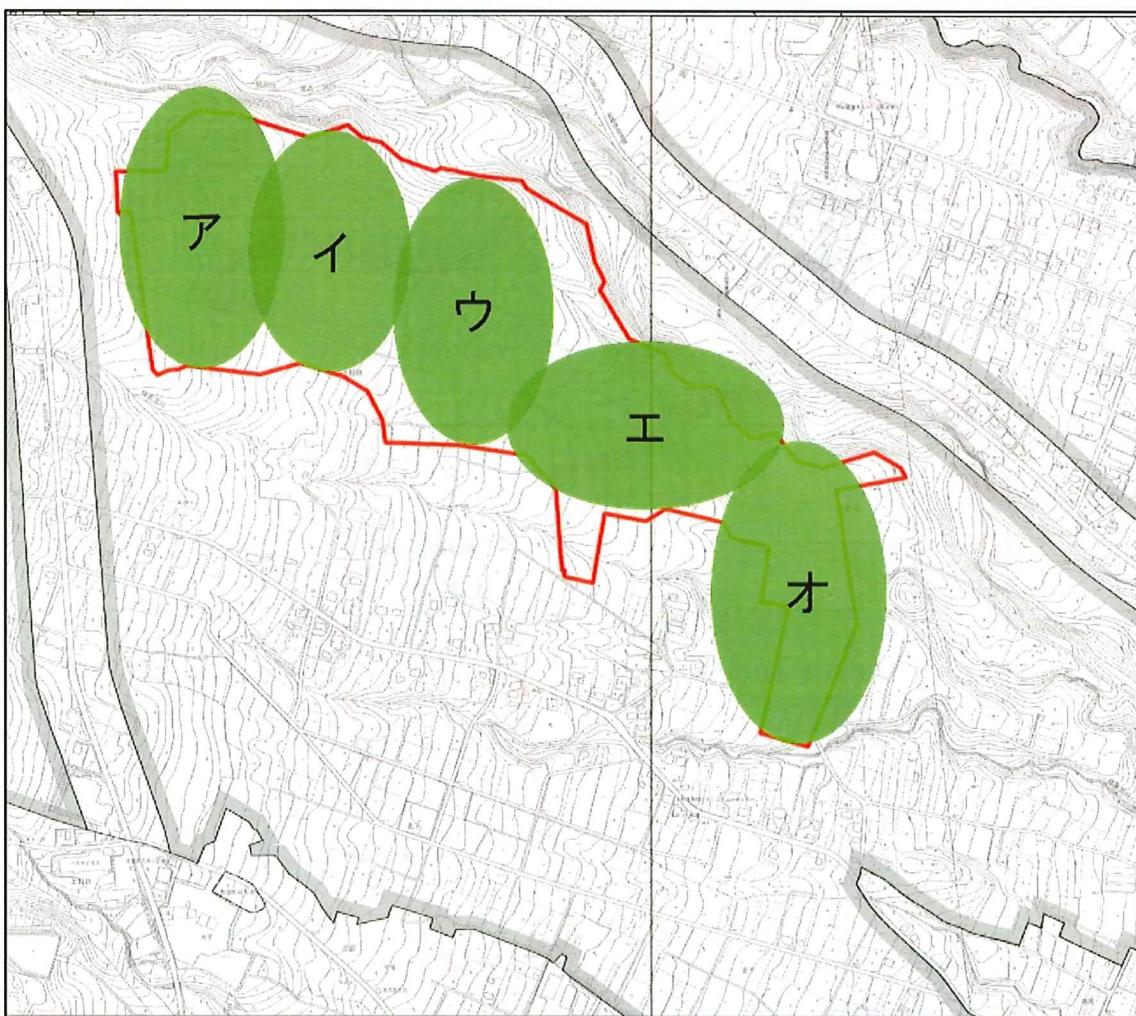


図 1 建設位置検討箇所

ア：候補地西側の山林部のうちの最も西側の範囲

イ：候補地西側の山林部のうちの東側で中央部の耕作地までの範囲

ウ：候補地中央部の耕作地を含む範囲

エ：候補地東側

オ：候補地南東部

なお、エについては、二つの沢の合流部であるうえ、沢の分断も生じ、斜面の傾斜も急で地形も複雑であるため、建設には適さないと考え、検討から除外する。

また、オについては、東西方向の幅が 100mほどしかなく、沢に向かって急傾斜地もあることから施設配置が困難であると考え、検討から除外する。

以上から、ア～ウにおいてそれぞれ構想図を作成の上、比較検討し建設位置を決定することとする。

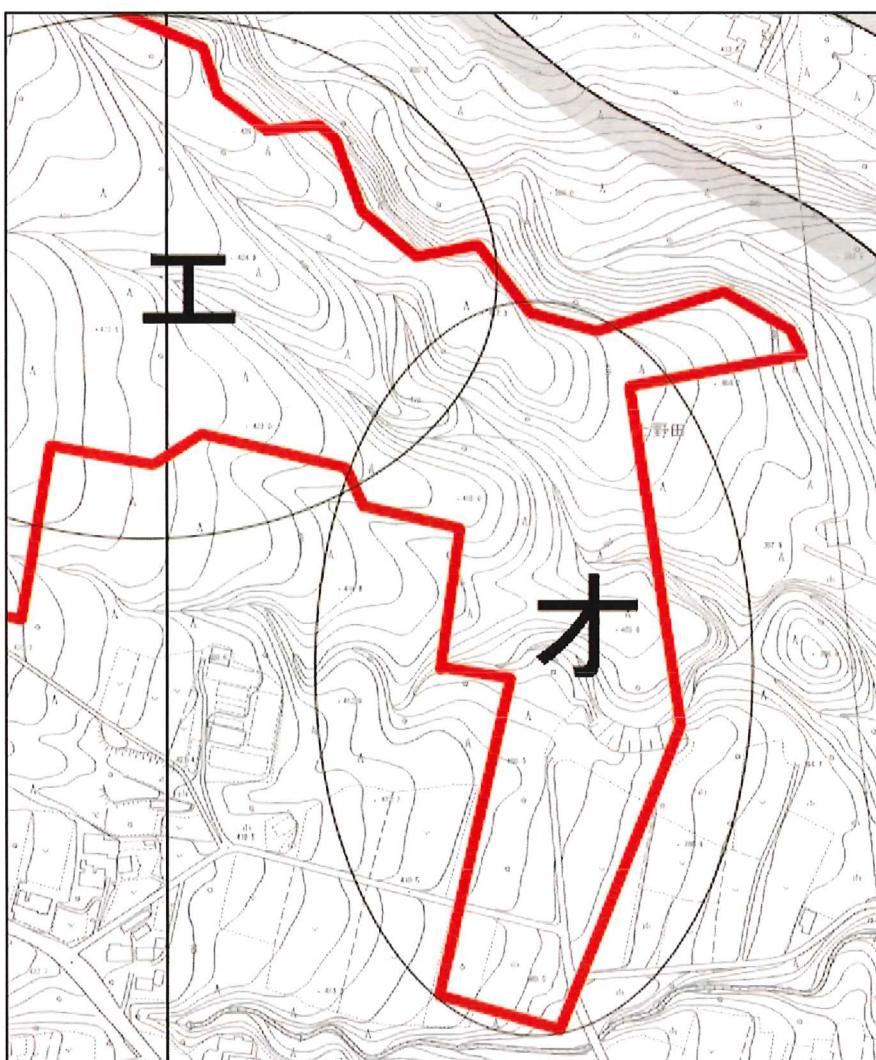


図2 エ／オ部拡大図

3. 候補地の想定

想定している範囲には以下のものを含み4ha程度とする。

○埋立地(被覆施設) ○水処理施設 ○精製塩貯留施設 ○場内道路 ○防災調整池
○覆土置場 ○残置森林

取付道路については、一般県道水沢足門線より進入することを想定する。

また、いずれの地区についても、都市計画図により想定するものであり、現地測量・地質調査等により図面を作成する設計図等の計画平面図では、想定と異なる形状となる。

なお、いずれの用地でも残土を貯留し、覆土材として活用することが考えられ、測量では十分な広さを調査し、計画図を作成する必要がある。

以上のことから、想定した候補地を図3に示し、図4～6に各地点を拡大して示す。なお、ここで示した想定範囲は、測量等の各種調査、基本設計の結果により変更となる。

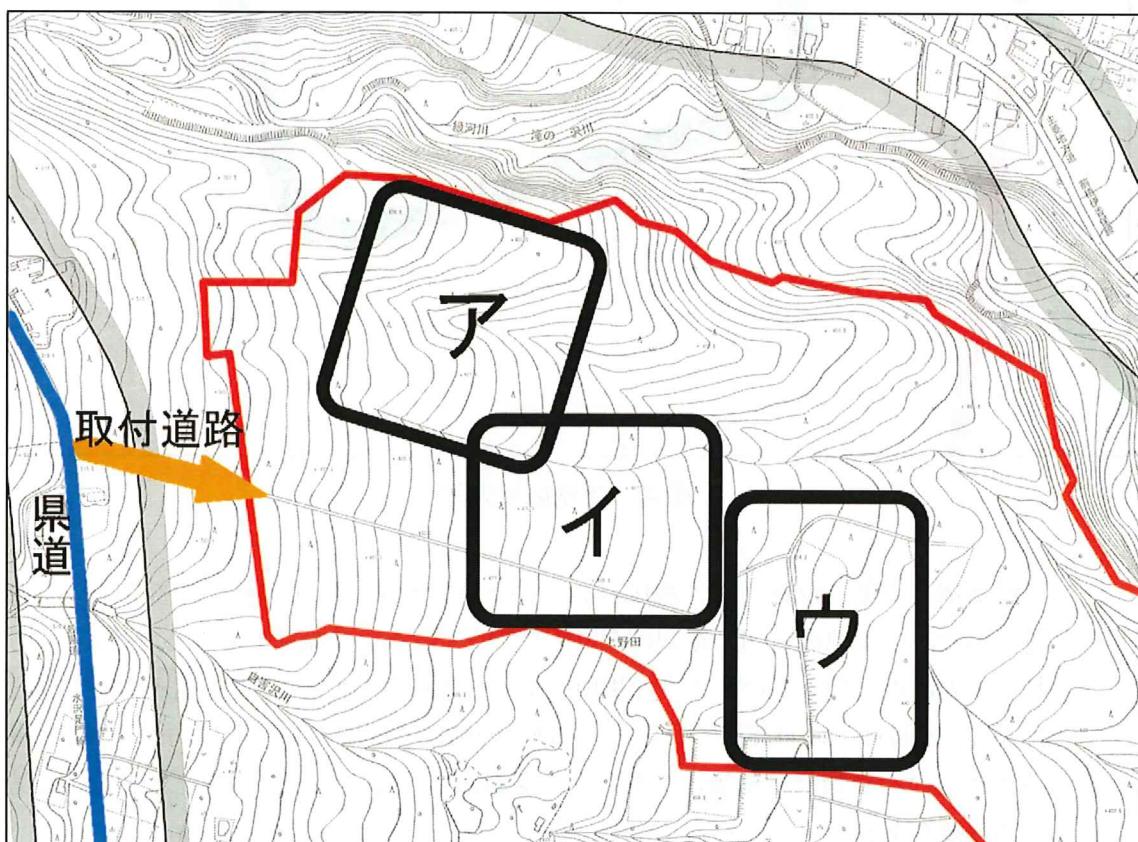


図3 最終処分場候補地位置関係図

① ア地区

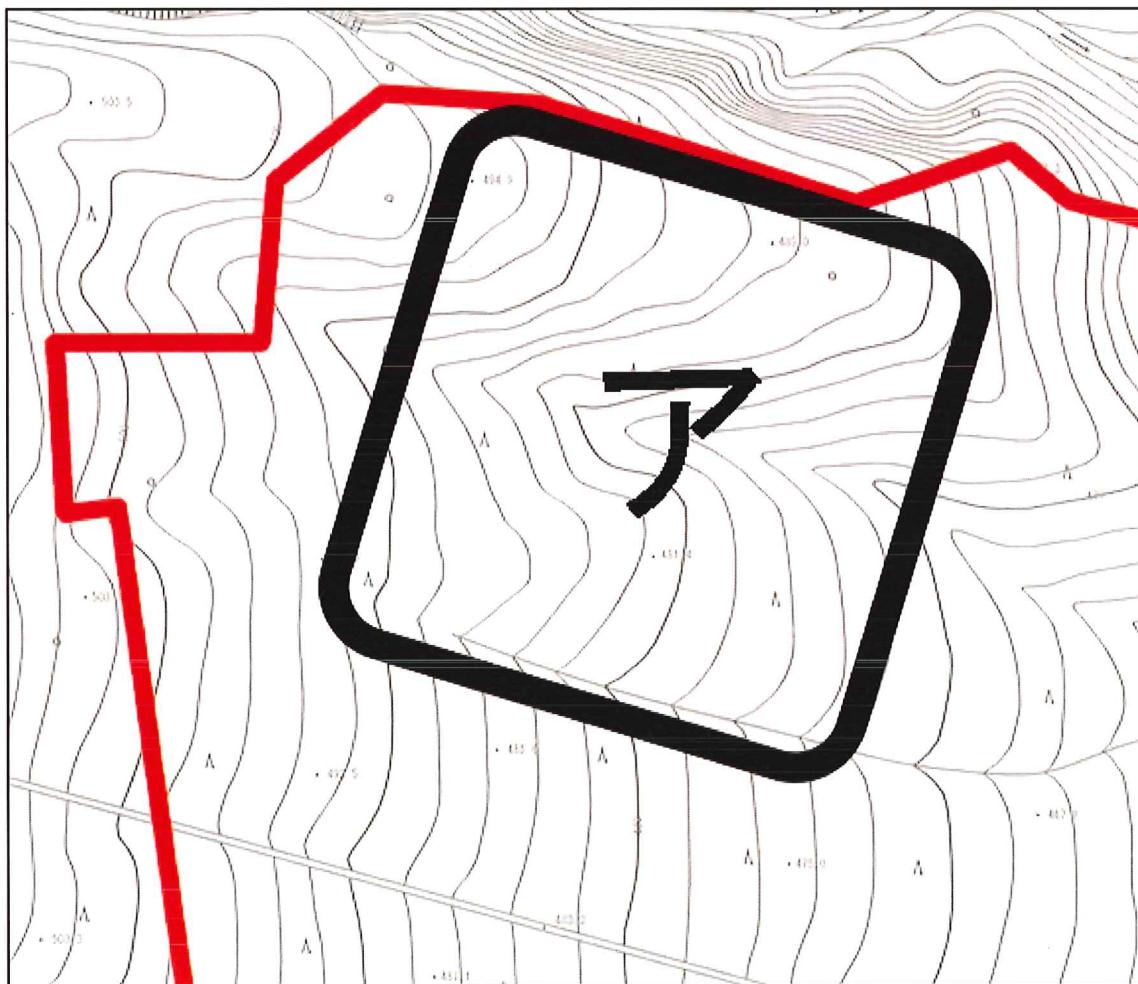


図4 ア地区拡大図

候補地北西部に位置するア地区は、西から東に向かって下る緩やかな山林が大部分を占めている地区で、区域の中には沢になっているような地形もみられるが、いずれも沢の起点となっているような場所であり、沢を分断するような状況ではない。

なお、吉岡町からの資料によると、ア地区の周辺では県のレッドデータリストに掲載されている植物の発見報告があるとの記載がされていることから、十分な対応をとる必要がある。

② イ地区

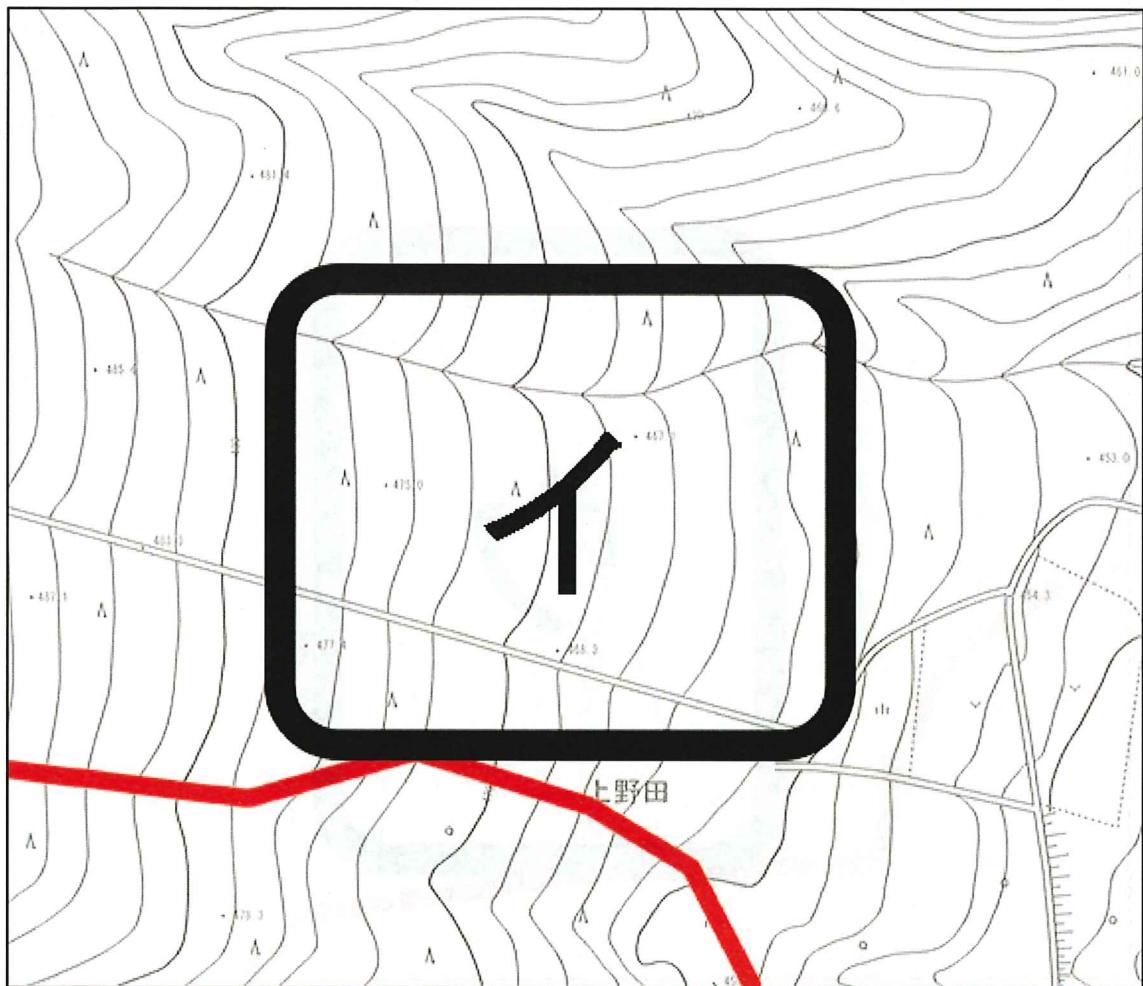


図5 イ地区拡大図

ア地区の南側に位置するイ地区は、西から東に向かって下る緩やかな山林が大部分を占めている。

区域の中には沢になっているような地形がみられ、沢の起点となっているような場所であるとはいえ、わずかに沢を分断するような状況も想定されることから、十分な集排水計画が必要となる。

③ ウ地区

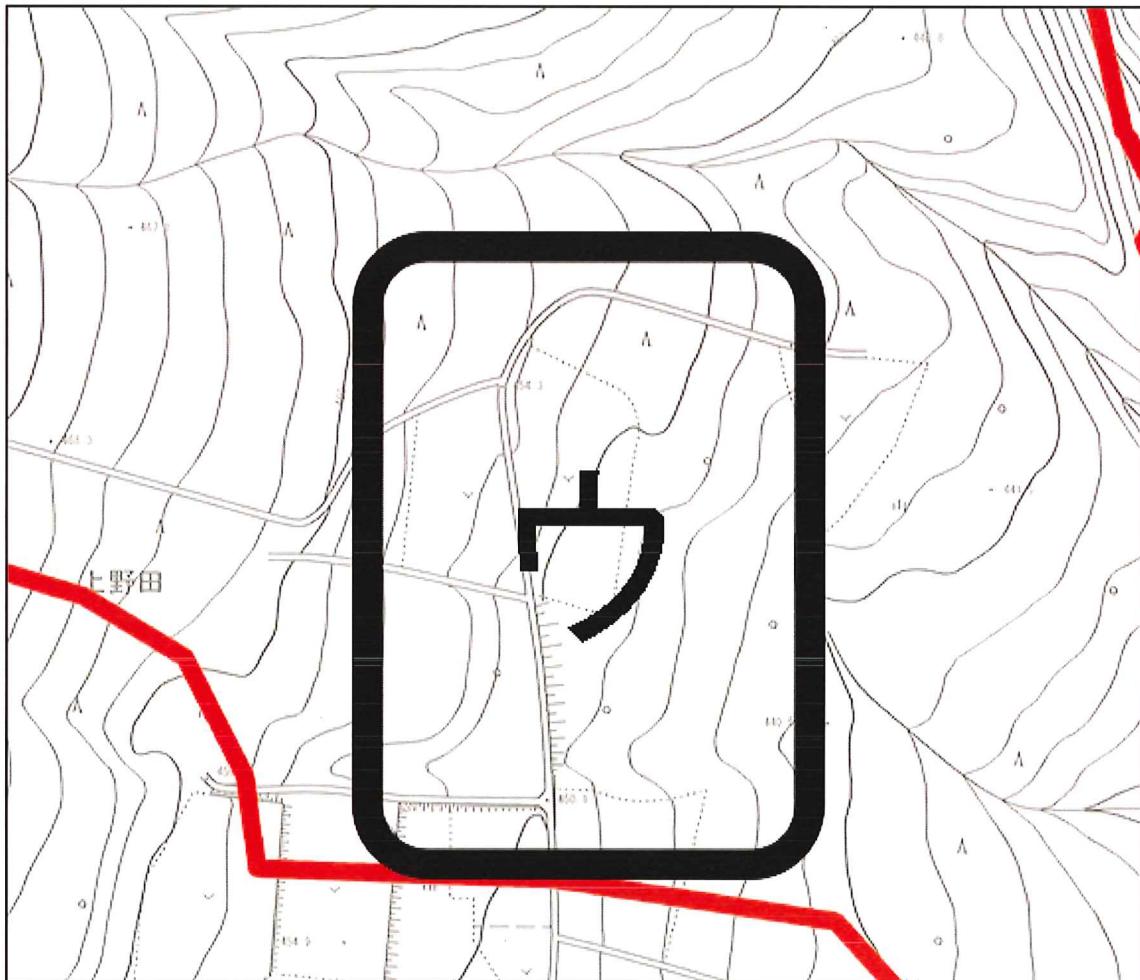


図6 ウ地区拡大図

候補地のほぼ中央に位置するウ地区は、緩やかな斜面で、山林・畑・原野等の土地利用となっている。

区域の中には沢になるような地形はないため、出水時の影響は少ない。

なお、ウ地区には、農振農用地（青地）が存在しているため、別途農振農用地からの除外や農地転用に関する手続きが必要となる。

4. 比較検討

比較検討にあたり、吉岡町の候補地選定により選定された土地であることから、法的な立地条件は確認済みと考えるが、一部、法令等に基づく対応が必要なものもあるため、項目として設定し比較検討することとする。

比較案中の相対評価とし、順位をそのまま得点とし、得点の多い地区が最も有利となる。

(A : 5点 B : 3点 C : 1点)

表1 比較表

	ア地区	イ地区	ウ地区
土工量	ウ地区の勾配がア地区及びイ地区よりも若干緩やかだが、切盛りに関する土工量は、ア地区及びイ地区とほぼ同等と考えられる。		
	B	B	B
森林伐採	ア地区とイ地区の森林面積はほぼ同等と考えられ、ウ地区はその区域に農地を含むため立木の伐採量が少なくなる。 また、最終処分場の計画面積が1haを超えることから全ての地区で林地開発手続きが必須となる。加えて、ア地区及びイ地区については残置森林確保が必要となることから、ウ地区よりも広い事業範囲となる可能性がある。なお、ウ地区についても施設の配置状況により民有林が1haを超える場合は残置森林確保が必要。		
	C	C	A
搬入路	西側の県道からのアクセスを前提にした場合、既存道路の拡幅・改修によりアクセス可能なイ地区が最も有利となり、次いでイ地区に近く既存道路からの接続道路を設ける必要があるア地区、より延長が長い既存道路の拡幅・改修が必要となるウ地区の順となる。 ただし、ア地区については想定している町道の北側の町道の利用も可能であり、その場合はイ地区に必要な道路より整備区間が短くなる。		
	A	B	C
跡地利用	最終処分場の供用終了後、何らかの用途に使用可能な施設として整備する場合、南側の町道201号線から最もアクセスがしやすいウ地区的跡地利用の利便性は良い。 また、進入路の延長の短いイ地区が次いで有利となる。		
	C	B	A
生活環境への影響	いずれの地区も住居からは十分な離隔を確保可能であることから、生活環境への影響は軽微となると考えられる。		
	A	A	A

	ア地区	イ地区	ウ地区
出水時の影響	ア地区の中には沢になっているような地形もみられるが、沢の起点となつていて、その場所であり沢を分断するような状況ではなく、またウ地区の中には沢になるような地形はないため出水時の影響は少ない。 なお、イ地区の中には沢になっているような地形がみられ、わずかに沢を分断するような状況も想定されることから、十分な集排水計画が必要となる。		
	A	C	A
農用地区域	ウ地区には農振農用地（青地）が存在しているため、別途農振農用地からの除外手続きが必要となる。なお、ア地区・イ地区には農振農用地はないため手続きの必要は無い。		
	A	A	C
植生自然度とレッドデータリスト	候補地の大部分は植生自然度『6』の植林地が大部分を占めている。それ以外に、ア地区の一部には『7』の二次林及び『4』の二次草原が存在しているほか、ウ地区には『3』の外来種植林・農耕地と『2』の外来種草原・農耕地が存在している。なお、イ地区は『6』の植林地のみである。 また、吉岡町からの資料によると、ア地区の周辺では県のレッドデータリストに記載されている植物の発見報告があるとの記載がされていることから、十分な対応をとる必要があるため、ア地区的評価は低くなっている。		
	C	B	A
得点	26	24	30

以上から、『ウ地区』が最も有利であると考えられる。

よって、渋川地区広域市町村圏振興整備組合では、渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場の建設適地として『ウ地区』を吉岡町に報告することとする。

次期最終処分場についての確認事項

《渋川地区広域市町村圏振興整備組合の業務》

渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下広域組合という）は、渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村で構成された一部事務組合であり、広域組合ではごみ処理施設の設置及び管理に関する業務の共同処理を行っている。

※ 一部事務組合とは、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のこと。

《吉岡町に整備する最終処分場の概略構想／広域組合作成》

- ・屋根や壁を設置する被覆型（クローズド型）最終処分場を基本とする。
- ・浸出水は処理をして、埋め立て施設内の散水に循環利用する無放流式とし、河川への放流を行わない方法を基本とする。

1 基本的事項

(1)施設規模	敷地面積 約25,000m ² 埋立容量 約60,000m ³
(2)総事業費	約44億円（概算）
(3)埋立物	渋川地区広域圏清掃センターから出る焼却灰、飛灰、不燃物残渣及び覆土
(4)埋立期間	原則として15年

2 想定している施設の概要

(1)埋立地（被覆施設）	構造規模 鉄骨造平屋建て 延べ面積 約 7,000m ² (70m×100m) 仕上げ 屋根：鋼板葺き、外壁：金属パネル 高さ 地上約15m、地下約15m
(2)浸出水処理施設	構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て 延べ面積 1,000m ²
(3)その他	精製塩貯留施設、場内道路、防災調整池、覆土置き場、残地森林等

3 供用開始までのスケジュール（予定）

令和5年度	地元説明・協議・調整（広域組合・吉岡町）
令和6年度	不動産鑑定・測量・環境調査等（広域組合）
令和7年度	用地買収・基本設計（広域組合）
令和8年度	実施設計（広域組合）
令和9年度	建設工事・周辺整備工事（広域組合）
令和10年度	建設工事・周辺整備工事（広域組合）
令和11年度	建設工事・周辺整備工事（広域組合） 供用開始

4 その他

(1)地元対策	詳細については、令和5年度以降必要に応じて行われる地元協議の中で調整予定。
(2)跡地利用	詳細については、広域組合が吉岡町及び地元と協議の上決定する予定。 〈活用参考例〉 建物を残す場合…屋内運動場、農業用施設、避難施設、集会所等 建物を残さない場合…運動場、公園、キャンプ場、太陽光発電施設等

渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地案の決定について

標記について、令和4年9月29日付渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者より送付のあった「渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場候補地の更なる絞り込みについて（報告）」について序内協議を行った結果、妥当であると判断し、町として「上野原地区② ウ地区」を、「渋川地区広域市町村圏振興整備組合 次期最終処分場候補地案」として決定する。

なお、選定した候補地案の位置、概要等については以下のとおり。

【位置】



【概要】

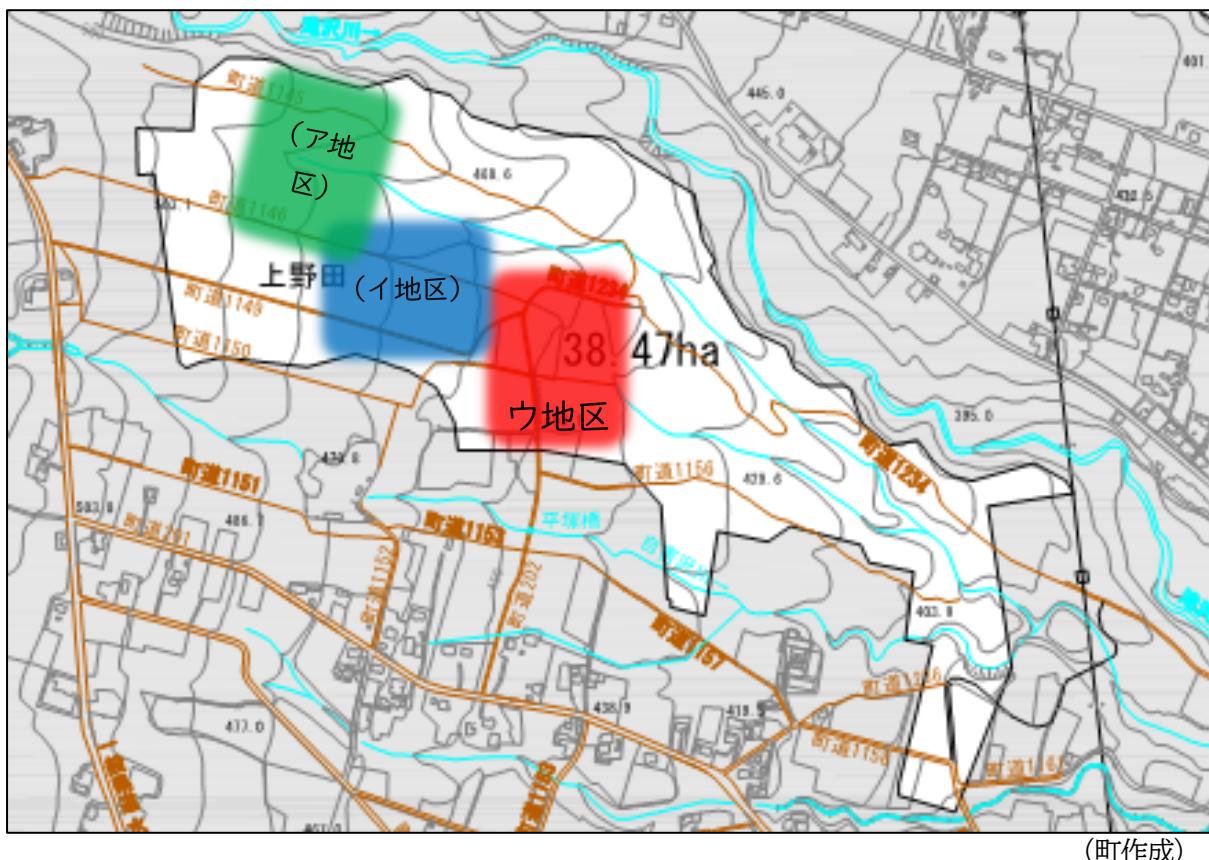
- 想定面積は約4ヘクタール。
- 候補地のほぼ中央で、やや緩やかな斜面にある山林の中に位置している。
- 地区の中に沢のような地形はない。
- 工事や搬入道路として想定している県道水沢足門線からの距離は遠く、町道201号線からの距離は近い。
- 土地利用的には、山林、畠（農振農用地〈青地〉を含む）、原野等となっている。
- 植生自然度は10評価中「6」の植林地と「3」及び「2」の農耕地となっており、答申書にあったレッドデータリストの植物の発見報告があった場所からは最も遠い。

○町としての検討評価

町が協議を依頼した上野原地区②の中から、広域組合では当初5カ所の検討箇所を選定した。そのうち、2カ所は建設に適さないとして除外し、以下の3カ所を評価した中で『ウ地区』を建設適地と考える旨の報告書が町に提出されている。

町では選定を行う自治体の立場から、広域組合が検討した地区について改めて評価を行った。

(比較検討を行った地区)



比較評価の結果、ウ地区は、森林伐採(立木伐採に係る整備コスト)や残地森林(森林法に係る整備コスト)、跡地利用(施設の跡地利用)、安全性(災害対応)、植生自然度とレッドデータリスト(環境保全)の項目で他の地区より評価が高く、搬入路②(道路整備に係る整備コスト)や生活環境への影響②(景観への影響)、農用地区域(農業振興地域整備計画対応)の項目の評価は他の地区より低かった。

なお、土工量(土工に係る整備コスト)、搬入路①(地域に与える影響)、生活環境への影響①(生活への影響)の項目については他の地区と評価が変わらなかった。

以上のことについて総合的に検討した結果、吉岡町としても「上野原地区② ウ地区」が最も有利であるとの評価となった。

よって、渋川地区広域市町村圏振興整備組合から報告された建設適地については、町としても「妥当」とあると判断する。

要望書

令和4年11月28日

吉岡町長 柴崎 徳一郎 様上野原自治会
会長 須藤 利仁

渋川地区広域市町村圏振興整備組合による次期最終処分場予定地の
仮決定における当該地区地元住民の要望について

吉岡町が選定を進めている次期最終処分場予定地仮決定の地元住民への報告会において、町からの要請を受け、地元住民の要望などを取りまとめる立場として上野原自治会で「本部役員会議、役員会議、さらに本部役員会議」を開催し、協議検討を重ね下記内容を決議しましたので、要望致します。

記

要望①：南部地区住民有志による要望

1 計画地の面積はゴミ最終処分場を含めて約 15ha を確保していただきたい。

1-① 貴重植物がある豊かな自然環境を保護し、最終処分場周辺には木々や花々を植え、鳥や動物が憩える池を配し、自然と共生した施設などを設置していただきたい。

1-② 最終処分場周辺に 400m トラックのある運動場を設置していただきたい。

1-③ 最終処分場周辺に自然の中でジョギングや散策が楽しめるコースを設置していただきたい。

1-④ 最終処分場周辺に自然に親しめる宿泊施設を設置していただきたい。

1-⑤ 最終処分場の建屋周囲にはバラや生垣、花の木々を配して施設全体が「植物園」のイメージを感じさせるような誰もが訪れるやすい環境にしていただきたい。

2 工事車両やゴミ運搬車は、安全性確保の為、南部地域の生活道路を通行しないでいただきたい。

要望②：工事中の周辺への騒音・粉塵などの公害防止の徹底。

工事中、近隣住民への騒音や粉塵など公害が発生しないように防止を徹底していただきたい。

要望③：町道201号線（南部地区住民の生活道路）を整備（インフラ整備）。

センターラインのある道幅6mに拡幅し、その北側に歩道を設けていただきたい。

要望④：上野原北部集会所の建替え又は改修。

北部集会所は築40年以上経過しており、老朽化により修繕が必要不可欠な状態なので、建替えもしくは改修をしていただきたい。

要望⑤：町営温水プールの建設。

町には町営のプールが無いので年間通して使用できる「温水プール」を造っていただきたい。

※ 最終処分場に関する対応はすべて上野原自治会で対応することに決定しましたので宜しくお願い致します。

以上

吉住住第354号
令和5年2月5日

上野原自治会

会長 須藤 利仁 様

吉岡町長 柴崎 徳一郎



渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場設置にかかる要望事項について(回答)

上野原自治会の皆さまには、町政の推進に並々ならぬご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、町では令和4年11月28日に受領した要望書について、町の考え方を下記のとおり回答させていただきますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、この回答についてご承認頂けましたら、同意書の提出をいただきたく、併せてよろしくお願ひいたします。

記

要望① 南部地区住民有志による要望

1、計画地の面積はゴミ最終処分場を含めて約15haを確保していただきたい。

回答

次期最終処分場の整備にあたり、フェンス等で仕切られる最終処分場の本体部分となる敷地内については渋川地区広域市町村圏振興整備組合(以下「広域組合」という)が整備し、最終処分場の本体部分以外については吉岡町が対応することとなります。

最終処分場の本体部分としては約4ヘクタールという面積が広域組合から提示されておりますが、それ以外の周辺施設に係る整備計画等は今の段階で町はありません。そのため、用地の確保に関する具体的な方針をここでお示しすることはできませんが、このことについては、今後、上野原地域の魅力向上につながる取り組みの中で併せて検討していきます。

要望 1-①

貴重植物がある豊かな自然環境を保護し、最終処分場周辺には木々や花々を植え、鳥や動物が憩える池を配し、自然と共生した施設などを設置していただきたい。

回答

フェンス等で仕切られることとなる最終処分場の本体部分となる敷地内の整備については、広域組合が対応することになります。よって、建屋の仕様や建屋周辺の環境整備、配置計画、自然環境の保護等にかかる事項については広域組合に伝えています。

要望 1-②	最終処分場周辺に400mトラックのある運動場を設置していただきたい。
回答	<p>現在、町では八幡山グラウンド周辺において400mトラック等を持つ運動公園の整備計画の策定が予定されております。</p> <p>今、町にはその他の場所において400mトラックを持つ運動場の整備計画等はないため、ここで具体的な方針をお示しすることはできませんが、要望内容については上野原地域の魅力向上につながる取り組み例の一つとして、今後、町総合計画等に組み込めるよう検討していきます。</p>
要望 1-③	最終処分場周辺に自然の中でジョギングや散策が楽しめるコースを設置していただきたい。
回答	<p>現時点で、町には上野原地域にジョギングや散策が楽しめるコースなどの整備計画はないため、ここで具体的な方針をお示しすることはできませんが、要望内容については上野原地域の魅力向上につながる取り組み例の一つとして、今後、町総合計画等に組み込めるよう検討していきます。</p>
要望 1-④	最終処分場周辺に自然に親しめる宿泊施設を設置していただきたい。
回答	<p>現時点では、町内に自然に親しめる宿泊施設などの整備計画はないため、ここで具体的な方針をお示しすることはできませんが、要望内容については上野原地域の魅力向上につながる取り組み例の一つとして、今後、町総合計画等に組み込めるよう検討していきます。</p>
要望 1-⑤	最終処分場の建屋周囲にはバラや生垣、花の木々を配して施設全体が「植物園」のイメージを感じさせるような誰もが訪れやすい環境にしていただきたい。
回答	<p>フェンス等で仕切られこととなる最終処分場の本体部分となる敷地内の整備については、広域組合が対応することになります。よって、建屋の仕様や建屋周辺の環境整備、配置計画、自然環境の保護等にかかる事項については広域組合に伝えていきます。</p>

要望 ①	南部地区住民有志による要望 2、工事車両やゴミ運搬車は、安全性確保の為、南部地域の生活道路を通行しないでいただきたい。
回答	<p>工事車両や焼却灰等の運搬車両については県道水沢足門線からの搬入路の整備により対応することを想定しており、南部地域の生活道路となっている町道201号線の通行は広域組合としても予定しておりません。</p> <p>このことについては、地域からの要望として引き続き広域組合に伝えていきます。</p>

要望 ②	工事中の周辺への騒音・粉塵などの公害防止の徹底。
	工事中、近隣住民への騒音や粉塵など公害が発生しないように防止を徹底していただきたい。
回答	最終処分場施設等建設については広域組合が実施することとなります。

要望 ③	町道201号線(南部地区住民の生活道路)を整備(インフラ整備)。
	センターラインのある道幅6mに拡幅し、その北側に歩道を設けていただきたい。

回答	通常、車道の幅員は、道路の種類や交通量、設計速度などから決められることになります。
	現時点では町道201号線にかかる改修計画の予定はなく、また沿線には既に公共施設や民家等が所在している箇所もあることから、地権者の方はもちろん、地域の皆様のご理解ご協力が必要となります。地域からの要望を受け、今後、町の道路整備計画に取り込めるよう検討していきます。

要望 ④	上野原北部集会所の建替え又は改修。
	北部集会所は築40年以上経過しており、老朽化により修繕が必要不可欠な状態なので、建替え若しくは改修をしていただきたい。
回答	上野原北部集会所は地域が建設した施設であるため、吉岡町として建替え・改修を行うことは予定しておりませんが、自治会として集会所の建替え・改修等を行う際には、集会施設の新築や増改築、修理等に使うことができる町集会施設等整備事業補助金制度の活用が可能となっています。

なお、町補助金を活用した上で地域負担となる費用に対しては、エコ小野上処分場の際の対応等を参考に、広域組合から吉岡町に対し十分な地元対策費を交付していただけるよう要望していきます。

要望 ⑤	町営温水プールの建設。
	町には町営のプールが無いので年間通して使用できる「温水プール」を造っていただきたい。
回答	過去、町内には南下地内に「吉岡町民プール」、漆原地内の「よしおか温泉リバートピア吉岡」施設内にプールがありましたが、老朽化や燃料費の高騰などの理由により、それぞれ廃止されております。

温水プールについては、建設及び維持管理コストも多大になるほか、近隣にはゆうあいピック記念温水プールなどもあることから、現時点では町内に温水プールを建設・整備することは考えておりません。
--

同意書

令和 5 年 2 月 9 日

吉岡町長 柴崎 徳一郎 様

上野原自治会
会長 須藤 利仁



渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場の予定地について

吉岡町が選定を進めている渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場の予定地について、令和 4 年 10 月 13 日に「渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場選定にかかる報告会」で提示された候補地案を、下記の条件を前提として同意します。

記

- 1、令和 4 年 11 月 28 日付で上野原自治会として提出した要望書に対し、令和 5 年 2 月 5 日に報告を受け、頂戴した回答書の内容を誠実に対応して頂く事。

吉住住第44号
令和5年2月17日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

管理者 高木 勉 様

吉岡町長 柴崎 徳一郎



一般廃棄物最終処分場次期建設候補地の決定について(報告)

平素より一般廃棄物の共同処理にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、吉岡町では令和元年5月31日付渋組事第28号において渋川地区広域市町村圏振興整備組合から依頼がありました一般廃棄物最終処分場用地選定について、候補地の選定を進めてまいりましたが、去る令和5年2月9日に、最終的に候補地となった区域が所在する上野原自治会から同意をいただくことができました。

つきましては、同意書及び地域からの要望書やそれに対する回答書の写しを添えて、次期建設候補地としてご報告申し上げます。

なお、今回の同意にあたっては、上野原自治会より要望もあげられております。貴組合及び構成市町村として、次期最終処分場の建設が周辺地域の住民の生活環境等に悪影響を及ぼさないようご配慮いただくとともに、同意をいただいた地域の魅力向上のための対応等についてもご検討いただきたく、強く申し入れさせていただきます。

また、吉岡町では地元自治会要望等を踏まえた中で、町としての要望書の提出を予定しております。このことについても、今後、協議を行いたいと考えておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

記

添付書類

1. 同意された候補地の状況
2. 同意書(写し)
3. 上野原自治会からの要望書(写し)
4. 要望書に対する町からの回答書(写し)

吉住住第113号
令和5年4月11日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合
管理者 高木 勉 様

吉岡町長 柴崎 徳一郎

吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場に係る
要望書について

平素より一般廃棄物の共同処理にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年2月17日付吉住住第44号において、「一般廃棄物最終処分場次期建設候補地の決定について（報告）」として、報告させていただきましたが、その際に触れさせていただいた町としての要望について、下記のとおり要望しますので、ご検討の程宜しくお願ひいたします。

記

- ① 最終処分場の設置が上野原地域の生活環境等に与える影響を考慮し、生活環境の改善や地域の魅力向上に寄与する事業に充てることができる財政支援を行うとともに、吉岡町が上野原地域の環境改善のために行う事業に対しても、財政的な支援を検討すること
- ② 上野原地区の要望に可能な限り配慮し、上野原地区の魅力向上のための取り組みに協力すること
- ③ 安全・安心な施設とすることとし、有効な技術等が開発されている場合は、それらの導入を検討すること
- ④ 広域市町村圏内のごみの減量化、資源化の推進については、専門部会等において情報共有を図るとともに、貴組合が調整役となり、各市町村の意向も踏まえながら構成市町村が連携・協調して対応できるよう取り組みを進めること
- ⑤ 平成20年2月に締結された用地選定の協定における選定順位については、最終順番の榛東村に検討依頼を行った後に改めて協議を行うこと
- ⑥ 跡地利用等について十分配慮すること